

有機農業と基準：再考⁽¹⁾

足立 恭一郎

1. はじめに
2. 有機農業の原像：産消提携運動
 - (1) 名称選択（ネーミング）
 - (2) 有機農業運動が目指すもの
 - (3) 産消提携運動の原点：自己批判
3. 「有機農産物」の氾濫と基準を求める声
 - (1) 有機農業の公認化
 - (2) 資料で見る第2次「有機農業」ブーム
 - (3) 基準を求める声
 - (4) 基準づくりを批判する声
4. 「有機農業」の基準等をめぐる問題点
 - (1) 基準づくりの現状
 - (2) 総じて甘い日本の基準
 - (3) 甘い基準の帰結
 - (4) 市場指向型生産の問題点：新しい酒を古い皮袋に注ぐ愚
5. 有機農業の普及のために
 - (1) 市場から紛い物を排除する
 - (2) 有機農業の普及を阻害する制度的要因
 - (3) 日本版 LISA（環境保全型農業/持続的農業）の忘れ物
 - (4) 閉ざされた産消提携から「開かれた産消提携」への脱皮

1. はじめに

ハーグ・環境サミット、アルシュ・グリーン・サミットなど地球環境問題に関する国際会議が1989年に相次いで開催された。同年は後に「地球環境保全元年」と呼ばれるようになったが、その前後から農業経済学の分野でも低投入／持続的／環境保全的な農業として有機農業への関心が急速に高まり、様々に言及されるようになった。

ひと口に有機農業への言及といっても内容は様々だが、当該研究者が有機農業を如何なる実体（技術・思想・社会システム）として捉えているかに着目して大別すれば、①有機農業が時代錯誤の農法と嘲弄され白眼視されていた頃からその現代的意義を評価し、運動として展開される有機農業を今日もなお支援し続けている人々による有機農業への言及、②第2次「有機農業」ブーム（後述）を主たる契機として LISA／持続的農業／環境保全型農業等（後述）に関心を示しはじめた人々による有機農業への言及とに二分することができる。例外はあるものの、有機農業という

言葉がもつ「語感に由来する個々人の有機農業イメージ」を論考の出発点としている点において後者は共通している。これは前者には見られぬ後者の特徴である。したがって、有機農業という言葉の持つ意味は両者の間で大きく異なることになる。また人数の上では後者が前者を凌駕している。

同様のことは、①有機農業運動（のちに産消提携運動）と呼ばれる有機農産物の共同購入運動に関わってきた人々や、②1980年代後半に新規参入して第2次「有機農業」ブームをもたらした、有機農産物の市場流通を是としそれを指向する人々など、研究者以外の人々（消費者、生産者、農協、生協、流通業者、スーパー、デパート等）についても妥当する。

このことは今日、有機農業という言葉が複数の意味を有する「多義語」と化していることを意味する。換言すれば、有機農業が勝手な解釈の許される玉虫色の「曖昧語」として独り歩きしているのである。しかし言葉の多義性や曖昧さがもたらすものは錯綜と混乱である。同一の言葉を異なる意味で用いてはコミュニケーションは成り立たない。また言葉

が混乱すればそれが顕わす実体も錯綜し、收拾がつかなくなる。

すでに周知の如く、ひと握りの有機物を施しただけの農産物、いわゆる「葉一本の有機農産物」が「有機」を謳って市場流通し、消費者に優良誤認を与えているが、その原因はいつに掛かって言葉の混乱にある。

こうした現状を踏まえ、本稿では①「語感由来の有機農業イメージ」の横行によってともしれば看過されがちな有機農業の原像、すなわち有機農業運動を最初に提案した日本有機農業研究会が「提携の十原則」（後述）に基づいて描く有機農業像を先ず再確認し、次いで②近年日本でも盛んになりつつある有機農業（農産物）等の基準・定義づくりの事例と問題点等について考察し、最後に③有機農業の普及のために何が必要とされているかについての私見を述べてみたい。

なお、本稿では記述の便を考慮して以下、有機農業の原像を有機農業、その他のいわゆる有機農業と称されているもの、似て非なる有機農業などをまとめて「有機農業」（括弧付きの有機農業）と表記する。

2. 有機農業の原像：産消提携運動

(1) 名称選択（ネーミング）

有機農業や有機農産物は、今日では誰もが気軽に口にする言葉である。しかし、そこには日本の有機農業運動の20年間の試行錯誤の積み重ねと実践から生み出された思想が凝縮されている。

有機農業という言葉の本邦初出は、1971年だと一般に理解されている。厳密には、1953年に松田毅が上梓した書物の中ですでに有機農業という表現が使用されているが⁽²⁾、実体を伴う言葉としてこれを生かし、運動の要に据えたのは71年10月に結成された「日本有機農業研究会」（90年12月現在の会員数約4,000名、うち生産者会員は推計で20～25%、以下

「有機農研」と略称）であった⁽³⁾。

しかし、有機農研の結成当時、大多数の人々は有機農業という名称を同義語反復だと批判し、あるいは時代錯誤だと嘲弄した。

*本来、有機的である筈の農業に「有機」などという修飾語を冠するのはトートロジーである。

*有効性および安全性が科学的に立証されている農薬や化学肥料を有害と決めつけ、その使用を否定するのは「非科学的」である。

*多労少収量の堆肥農法を今日において主張するのは、時の流れに逆らうアナクロニズムである。

その他、様々な批判がネーミングをめぐるあるいは実態としての農法をめぐる噴出した。農林水産省、地方自治体、農協、農民、そして経営・経済を含む農学研究者の殆どすべてが有機農業を批判し、あるいは黙殺する側にまわった。ことに農薬や化学肥料の有用性を説く「専門家」から有機農業に加えられた批判は熾烈であった⁽⁴⁾。有機農業を実践する者は科学を理解しない者、時の流れに逆らう者として、集落からは勿論のこと時には家族からさえ奇人・変人の扱いを受けた。

今から20年前、彼ら有機農研に結集した生産者や消費者、研究者たちが有機農業という言葉によって何を表現し、何を主張しようとしているのかを、その本質に深く立ち入って理解しようとする者は極めて少数であった。否、今日に至ってもなお少なく、語感イメージに基づく安易な解釈や定義が横行し、用語ならびに市場を混乱させている。

(2) 有機農業運動が目指すもの

「農薬や化学肥料を使わない農業、それが有機農業であるというだけの単純な解釈に留まっていると、今日の社会のいろいろな矛盾を看過することになる」。

有機農研の元代表理事、一楽照雄の言葉に要約されるように⁽⁵⁾有機農業は「現代の農業技術体系や農業労働観、農産物流通システ

ム、農産物の消費構造および国の農業政策に内在する様々の歪み」を総体として是正する運動⁽⁶⁾。換言すれば、様々の要因によって奇形化した現代日本農業を本来の「あるべき姿の農業」に修復する草の根、等身大の「生活と農業／社会変革運動」として展開されて来た。——勿論、運動の当初からこうした高い思想性を獲得していたわけではないが、運動の展開過程で出逢う様々の人々との交流と研鑽を通じ、彼等は徐々にその思想を深化させて行った (Learning by Doing)。

日本の農業が「あるべき姿の農業」から乖離し、安全性に疑問のある農産物を生産する「歪んだ農業」に変質して行く過程が図1に示されているが、有機農研を結成した人々はこのような現状認識をもって有機農業運動を今日まで展開してきたのである。容易に知れる如く、農業問題は「日本農業をめぐるトータルシステムの象徴的矛盾」⁽⁷⁾「構造悪」⁽⁸⁾として位置付けられている。

一例を示そう。野菜を例にとれば、1966年に制定された野菜生産出荷安定法 (1976年改正) に基づく野菜指定産地制度 (指定消費地域向け大型産地の育成) の導入と、旧中央卸売市場法 (1923年制定) に代わって1971年に制定された卸売市場法に基づく広域市場体制の整備によって、「野菜の大量生産・大量広域流通システム」が確立した。しかし周知の通り、その結果もたらされたものは①多品目少量生産を排除する大規模単作化 (農業・化学肥料依存／地力低下／連作障害)、②産地の遠隔地化、③施設化 (生産の周年化／資源・エネルギーの過消費／農業・化学肥料依存)、④出荷野菜の指定消費地域への集中 (中央卸売市場の集散市場化の深化／地方卸売市場の弱体化／転送量・転送率の増加)、⑤過剰規格・包装化 (出荷前の選別等の過剰で報われない労働の増加／農業・化学肥料依存) 等々であった⁽⁹⁾。

このような「大量生産・大量広域流通シス

テムの整備の中で野菜の流通と生産に主導権を握ったのは大都市の中央卸売市場の荷受会社」である。彼等は味・栄養・安全性などの実質的価値とは無縁の「虚偽の価値」⁽¹⁰⁾を野菜に付与して取扱い商品の「高級化」を図り、自らの手数料収入の極大化を図るべく市場を誘導し、野菜の生産と消費の在り方を大きく歪めた。

一方、消費者もまた「虚偽の価値」を受け入れた (他に選択肢がなく受け入れざるを得なかった?)。当然のことながら、外観からは判別しにくい使用価値よりも、虫喰いの有無・形状・色艶・大きさ・周年性・初もの・端境期などの交換価値を重視する、規格化され単作大量生産された「高級野菜」には農業がタツプリとかけられていた。——ちなみに東京都立衛生研究所の実態調査によれば、都内の市場に入荷する国産青果物の約2～3割に農業が残留しており、例えば青じそから基準値の90倍以上の有機リン系殺虫剤プロチオホス (非水溶性) が検出されるなど、農業残留基準 (食品衛生法) や登録残留基準 (農業取締法) に定められた許容基準値を上回る高濃度の残留農業が検出されることも少なくない⁽¹¹⁾。

容易に知れる如く、こうした野菜の生産・流通・消費構造には農業を撒く、撒かないの次元では捉えきれぬ複雑な問題が内在している。まさしく「日本農業をめぐるトータルシステムの象徴的矛盾」「構造悪」として農業問題が現出しているのである。——有機農研が農業問題のみを他の事象から切り離して論じることを戒めた所以である。

(3) 産消提携運動の原点：自己批判

図1に戻ろう。「安全性に疑問のある農畜産物の氾濫」に到る6つの矢印 ([●]⇐) を逆に辿ってみれば想像がつくが、有機農業運動を特徴づけるものは約めて言えば保田茂が指摘する「自己批判の思想」⁽¹²⁾である。すなわち①生産者にとっては専ら短期的な経済的

利益の極大化をのみ追求し、自らの農法を確立することを放棄して、言われるままに農業や化学肥料を防除暦どおりに大量に使用してきたそれまでの意識や主体性の欠如（作業ロボット化）に対する自己批判。②消費者にあっては冬場に夏野菜を求めるような農産物の旬を無視した献立の立て方や、小さな傷や虫喰い痕や僅かな形のいびつさを忌避して工業製品にも似た厳格な規格化を求める外観主義的購買行動が農業を多用する農業を生み出しているという自己批判。——こうした自己批判を、有機農業運動を担う人々は運動の基礎とし共通の出発点としたのである。この点において有機農業運動は「生産から分断されたままで『賢い消費者』になるという限界性をもつ」⁽¹³⁾通常の消費者運動とは大きく性格を異にしていると言えよう。

したがって有機農業という言葉は、消費の歪みが生産の在り方を歪め、生産の歪みが農業まみれの農産物を生み出すという悪循環に気づいた消費者と、「あるべき姿の農業」の復権を目指し、自らが生産する食糧の安全性確保に責任をもつ、プロ農民としての主体性回復を図ろうとする生産者とが連帯する運動。すなわち自己批判と相互信頼を土台にして展開される互惠的な、等身大の「生活と農業／社会変革運動」を象徴的に表す言葉として用いられるべきものである。——語感イメージに基づく勝手な解釈はこの意味において浅薄であり、有機農業の本質を看過していると言わざるをえない。

有機農研では、ともすれば栽培技術だけを切り離して「堆肥農業」「堆厩肥プラス無農薬（減・省農薬）農業」あるいは結果だけを取り出して「高付加価値型農業」「わけあり（差別化）農業」「儲かる（消費者ニーズ／市場適応型）農業」などと捉えられがちな有機農業の性格規定を明確にするため、1978年11月の第4回全国有機農業大会において「生産者と消費者の提携の十原則」⁽¹⁴⁾を発表した。

そしてこれを機に、彼らは有機農業運動を意識的に「産消提携」運動と呼び、折々に以下のような標語を掲げて運動を深化させていった。言うまでもなく、産消提携という言葉には安価を求めて消費者と生産者が直結・直販し、流通業者（中間マージン）を排除するだけの「単なる産直」との混同を避けようとする意味も込められていた。

- * 消費者と生産者は生命と暮らしを守る同行者。
- * 生産者は消費者の生命に責任を持ち、消費者は生産者の生活に責任を持つ（丸山博）。
- * 食べ物は工業製品と同次元の商品とは見做さない（岡田米雄、一楽照雄）。
- * 自給自足する農家の食卓の延長線上に都市生活者の食卓を置く。
- * 献立に合わせた食材の選択から、四季折々に供給される自然の恵みに合わせた献立の工夫へ。

標語の行間からも読み取れるように、有機農業（産消提携）運動においては「土との関わり方が己の生き方だ」と価値転換した生産者と、「食べ方はすなわち生き方」と心得る消費者とが固く連帯している⁽¹⁵⁾。

我田引水の傾き無きにしも非ずだが、筆者は産消提携を次のように理解している。——資本や制度によって分断され、疎遠になった消費者（都市）と生産者（農山村）とが直に手を結んで「顔の見える関係」を構築し、食の近代化・農の近代化の名のもとに蹂躪された食および農の主権を奪還して、「在るべき姿の食」「在るべき姿の農」…「在るべき姿の社会」を再建する運動。すなわち都市住民と農山村住民との心情的紐帯を基盤にして成り立つ自律的な物的・人的交流空間を「食または農のコミュニティ」と捉え、それを当該個人や集団の力量に応じて地域社会全体、国全体に拡大していこうとする草の根・等身大の社会変革運動と定義し得るものである、と。

資料によって、そのことを検証したものが表1（国民生活センター：1990年調査）であるが、「1965年以前」から「1976～80年」に

かけて発足した生産者との「直接提携集団（消費者）」のその後の他の運動への参加状況は、「1986～90年」に発足した集団よりも総じて活発であることが分かる。表には明示されていないが、産消提携運動はまた大量生産・大量広域流通に代わる地場生産・地場消費（地域自給／地域資源循環）を提案し、運動の中に取り込んでいった⁽¹⁶⁾。

このようにして、有機農研に参加する人々は1970年前半にほぼ運動の基礎を固め、またちょうどその頃、朝日新聞に有吉佐和子の小説「複合汚染」が連載されたことも大きく影響して、1970年代後半には「大地を守る会」や「JAC」のような有機農産物の専門取り扱い業者や八百屋連合などが出現し、生協もまた安全指向を強めた産直事業を一層重視するようになった⁽¹⁷⁾。——産消提携運動はこの時期、途中若干の曲折はあったものの総じて順調に推移し、趣旨に賛同する生産者や消費者、研究者が多数この運動に参加して各地で静かな有機農業ブームが起きた（第1次有機農業ブーム：表2参照）。

3. 「有機農産物」の氾濫と 基準を求める声

(1) 有機農業の公認化

しかし80年代に入ると、一般の消費者ニーズを先取りする形で一部のスーパーやデパートが目玉商品として有機農産物の取り扱いを開始し、更に80年代の後半には、すぐ後に述べるような一連の有機農業公認化の動き、地球環境問題への関心の高まり、消費者の健康・安全・グルメ志向の高まり等々に影響されて《語感イメージの有機農業が独り歩きする第2次「有機農業」ブーム》が起きた（表2参照）。

①1987年4月の自民党衆参両議員による有機農業研究議員連盟の結成（2年後に有機農業推進議員連盟と改称）、②特別栽培米制度

の導入（87年9月）、③88年3月11日の参議院予算委員会における佐藤隆農林水産大臣の有機農業認知の答弁（「我が省においても、今後に向けて大きな関心を持たねばならない分野である」）、④87年度『農業白書』の有機農業への公式言及（白書史上初めて：88年4月）、⑤生態系調和型農業の確立に関するプロジェクト研究の開始（農水省農業環境技術研究所：88年度より継続）、⑥社会党衆参両議員による有機農業研究会の結成（88年5月）、⑦全国農協中央会による有機農業全国交流集会の主催（88年11月）、⑧第18回全国農協大会における有機農業の公式認知（88年12月）、⑨有機農業対策室の設置（農水省農蚕園芸局農産課内：89年5月）など、こうした一連の有機農業公認化の影響もあり、有機農業に対する国民の関心が急速に高まった。

こうした情勢変化は、有機農業の普及を希望してきた人々にとって、一見、望ましいように見えた。しかしその結果生じたものは、有機農業とは名ばかりの似て非なる有機農業すなわち語感イメージに基づく括弧付きの有機農業の急増であった。数の上では「有機農業」が本来の有機農業を大きく上回った。

ここに至り、先に紹介したような様々の標語を掲げ、産消提携運動として静かに実績を積み重ねてきた有機農業運動は有機農業を栽培技術に矮小化する市場流通指向型の「有機農業」によって底のみならず母屋まで取られかねない状況に追い込まれることになった。そして、その当然の帰結として、言葉および市場に大きな混乱が生じた。

思うに、甚だ逆説的だが、提携する生産者と消費者にとっては有機農業が白眼視され、社会的にもマイナーな存在であった頃が平穏で幸せな蜜月の時期であった。有機農業はカネにならず、したがって両者の間に割り込むうとする者は存在しなかった。

消費者は共同購入グループを組織し、生産者と提携する以外に栽培過程の明らかな食べ

物（安心と安全性）を手に入れることができなかった。生産者もまた消費者との提携以外に、生態系を汚損しない農法（あるべき姿の農業）によって生産した「作品」の価値を正に評価してもらう途がなかった。市場や世間は彼等を嘲弄し、無視し、殆ど相手にしなかった。彼等は固く連帯した。当時、産消双方には多少の欠点や欠陥を互いに許容しあい、補完しあう寛容さと忍耐強さがあった。産消提携の思想は運動を担う様々の人びとによって共有されていた。運動の内部においては有機農業は如何なる意味においても単なる栽培技術ではなかったし、有機農産物もまた高付加価値を期待するだけの単なる商品（モノ）ではなかった。

その一端は資料によっても確認することができる。有機農業を始めた動機として「高く売れるから」と答えた生産者は僅かに4%。60%以上の生産者は自らがまず「安全な食べ物を確保」し「農薬被害から自衛」するため、そして「地力低下を防止」して農薬汚染のない安全な「本物の食べ物をつくる」ために有機農業を始めている（表3／国民生活センター：1979年調査）。そして当然のことながら、彼等はそういう農産物の価値を正に評価してくれる「消費者グループ」を中心に出荷している（表4／国民生活センター：同上）。

(2) 資料で見る第2次「有機農業」ブーム

しかし、時代は移り、今や有機農業が商売になる時代となった。

図2は、先に経時的に模式化した有機農業等の概念区分（表2）を現実には則して横断的に模式化したものだが、ひと口に有機農業と言っても現実にはこれに倍する主体が入り乱れており、加えて80年代後半になって新規参入した研究者や行政（国および地方自治体）などが様々の言葉を造語し、混乱に拍車をかけている。因みに示せば、現在、以下のような言葉が氾濫し、「造語ゲーム」の様相を呈

している。——①行政などが造語した生態系農業／生態系活用型農業（農林水産省）、生態系調和型農業（農業環境技術研究所）、自然生態系農業（宮崎県綾町）。②持続的農業／低投入持続的農業とその原語（Low Input Sustainable Agriculture）の頭文字を取ったLISA（米国）や低投入農業／粗放化農業（EC）などの輸入用語。③出所不明の生態系維持的〔型〕農業、環境調和的〔型〕農業、環境保全的〔型〕農業。④そしてLISAにヒントを得て語呂合わせしたSAYURI（Sustainable Agriculture Yield Under Reasonable Input：嘉田良平⁽¹⁸⁾）など。

さて、表5（農水省：1990年度調査）は農業・化学肥料の使用状況別に有機農業の開始時期、動機、経営状況、単収、価格、販売先など7項目について見たものである。7割弱が1985年以降に「有機農業」（減農薬・減化学肥料／減農薬・無化学肥料栽培）を開始しており、先に表2に示したように80年代後半に第2次「有機農業」ブームが起きたことを裏付けている⁽¹⁹⁾。

農林水産省は1988年度にも同様の調査を実施しているが、報告された事例数（約1,000事例）で見ても、判明した限りでの生産者数（約2万2,000戸）で見ても90年度の調査結果と大差はなく、この間さほどの変化がなかったかのような印象を受ける（表6／農水省：88年度、90年度調査）。しかし全国農協中央会の90年度調査では表7に示されるように、販売事業や自給運動など何らかの形で「農協として有機農業に取り組んでいる農協①」は949農協、「農協としては取り組んでいないが、管内に有機農業を実践している生産者や集団がある②」と答える農協は1,100農協。合わせて2,049農協（回答数の6割）が有機農業の事例「あり」としており、農水省調査の数字を大きく上回っている。また現在農協としては取り組んでいない2,513農協（表7の②+③）のうち約6割にあたる1,467農協が

「今後有機農業に取り組みたい」と回答しており、このことは今後も暫くはこの度の「有機農業」ブームが続くであろうことを示唆している。

他方、表8（日本生協連：1987年調査）は生協の産直活動について見たものである。やや数字が古い、地域生協の85%が産直に取り組んでおり、さらにその内の60%（つまり地域生協全体の約半数）が大なり小なり有機農産物の産直に取り組んでいることが分かる。尤も、有機農産物とは言っても大部分は減農薬栽培（表8の④参照）だが、農林中金研究センター（現農林中金総合研究所）が1974年8月に行った調査において「有機農産物取り扱い生協」が僅かに18生協（8.2%）であったことを思えば⁽²⁰⁾、この十数年間で有機農産物に対する生協の関心が急速に高まったことが分かる。

次に、表9（国民生活センター：1988年調査）はデパートとスーパーにおける有機農産物の取り扱い状況を見たものである。デパートもスーパーもともに7割前後が有機農産物を取り扱っているが、そのうち6割近くは80年代半ば以降に消費者ニーズを先取りし、あるいはそれに便乗して有機農産物の取り扱いを開始している。しかし「有機農産物を取り扱っている」と答えたもののうち、原則として「無農薬・無化学肥料」と回答したのはデパートで20%、スーパーでは僅かに4.3%であった。しかも実態の確認作業は十分にはなされていない。このことは、有機とは名ばかりの「有機農産物」が市中に氾濫していることを意味している。

最後に、看過してならないのは、有機農産物を取り扱う「専門流通事業体」（多くは食と農／都市と農村を結ぶ運動体的な性格をもつ）の動向である。「食える運動」すなわち「経済と運動の両立」を謳う専門流通事業体の数が、代表的なものについて見ても80年代後半に急増し、業務成績も急成長している。

彼等は①安全な食べ物の確保を希求しながらも時間的制約から共同購入（産消提携）運動に参加しにくかった共稼ぎ世帯、②1週間分まとまればかなりの重量になる有機農産物を毎週、ポスト（班、デポ、ステーション等と呼ばれる荷受け場）まで受け取りに行くことが体力的に厳しい高齢者世帯、あるいは③人間関係の煩わしさ等を忌避する、運動ぎらいの消費者などに潜在する「宅配ニーズ」を巧みに取り込み、急速にその事業規模を拡大させている。

代表的な6つの専門流通事業体の概要を表10（国民生活センター：1989年調査）に示されているが、同調査にあたった樹渦俊子は急成長するこうした専門流通事業体に対し、以下のような懸念を表明している。この点、筆者も同意見である。——数千から1万世帯を超える規模の野菜を毎週1箇所に集荷し、仕分けし、箱詰めする専門流通事業体の場合には、集荷効率を上げる必要性から品揃えや一定量の確保など、流通側の都合を優先させて少品目大量生産・単作化・産地別分業化（産地形成）などを図り、有畜複合農業を目指す有機農業の物質循環を切断してその持続性を阻害する可能性がある⁽²¹⁾。

(3) 基準を求める声

こうした第2次「有機農業」ブームの到来により急増した「有機農業」は、農薬を使用しているにも拘らず無農薬と虚偽の表示をした紛い物や、僅かばかりの有機物を施して有機を謳う「葉一本の有機農産物」を市場に多数出回らせた。新聞報道によれば、当時1日平均約2,000トン（年間70万トン以上）の青果物が取り引きされる東京都中央卸売市場旧神田市場に搬入されるものの2～4割がそうした青果物で占められ⁽²²⁾、市場においてもひと頃「有機栽培：野菜」と印刷された緑色のシールが500枚550円で半ば公然と売られ、誰でも簡単に買うことができた。——周知の

如く、卸売市場ではセリ値を左右するのは外観（色艶）、規格（形状、サイズ）、味、産地銘柄（過去の実績）、日々の入荷量（需給バランス）であり、有機農産物だからといって特別扱いされているわけではない。しかし小売段階では有機を謳えば普通栽培の1～3割高で販売することができた。したがって段ボール箱等に印刷された「わけあり／あいまい表示」の裏には、有機表示等に対して消費者が抱く安全・清浄・美味等の良好なイメージに便乗して当該産地名を売り込み、卸売市場での取引を有利に展開（産地銘柄形成など）しようとする産地側の目論見があった、と言っ
てよい。

こうした状況に不満を持ち、他に先駆けて東京都をはじめ農林水産省など政府行政機関に対し表示の根拠や真偽を明らかにするよう要求したのは「遺伝毒性を考える集い」（14団体、個人会員約100名で構成される消費者団体：以下「集い」と略称）であった。

1987年5月に「集い」は東京都知事に対して「中央卸売市場に入荷する有機栽培野菜・果物に関する質問と要望」を提出し、これを受けて東京都生活文化局価格調査課は同年の6月と11月の2回にわたって都内のデパート・スーパー・生協・一般小売店を対象に「有機、無農薬等の野菜、果物の小売価格調査」を行い、「有機」「無農薬」等と表示された青果物の方が無表示の一般商品より平均2～3割程度高く売られていることを明らかにした。

しかし「有機栽培に対する公的な規格がないため、表示が正当か不当か（について東京都が単独では）判断できず」⁽²³⁾、同年7月、東京都は政府行政機関（経済企画庁、公正取引委員会、農林水産省）に宛てて「『有機栽培』等に関する表示基準の明確化」を求める要望書を提出した⁽²⁴⁾。また、これに先立つ6月に「集い」は行政4機関に宛てて「有機無農薬栽培等と表示し販売されている野菜・果物の表示についての要望書」を提出した。筆者の

知る限り、その当時、基準を策定していたのは（財）自然農法国際研究開発センターだけである（「自然農法技術普及要綱」1987年5月）。

概要以上のような状況を背景にして、公正取引委員会は87年9月から88年3月にかけて試買と小売業者を対象にヒアリング調査を実施した。その結果、調査品目80点中9点が不当表示であることが分かり、88年9月に同委員会は「一般消費者の適正な商品選択を阻害（優良誤認）する恐れがあり、…不当表示を禁じた景品表示法に抵触する恐れがある」として、日本百貨店協会・日本チェーンストア協会・全日本健康自然食品協会・全国中央市場青果卸売協会の4団体に対し「会員事業者」に…、こうした不当表示（無農薬・完全有機栽培）が行われることのないよう指導」することを文書で強く要望した。

しかし、公正取引委員会の「要望」は「無農薬」と「完全有機栽培」の2つの表示に限られていた。

公正取引委員会が判断を示したように「農薬が使用されているのに『無農薬』と表示されているもの」および「農薬や化学肥料が使用されているのに『完全有機栽培』と表示されているもの」については、景品表示法にいう不当表示にあたる。しかし問題は「完全」の2文字を削除して単に「有機栽培」と表示したり、「無」の字に代えて「減（低・省）農薬」等と表示する場合である。何をもって有機栽培（有機農業）といい、減農薬ということについての基準が公的に規定されていない現状においては、心ない一部の業者がひと握りの有機物を施して「有機栽培」を謳い、あるいは農薬散布を従来より1～2回減らして減農薬を標榜したとしても、不当表示としてそれらを取り締まることができなかった。

消費者は農林水産省に期待した。しかし同省の腰は重かった。今でこそ省内に青果物等特別表示検討委員会を設けて「有機」「無農薬」などの強調表示を含む食品表示の在り方

を検討してはいるが、この頃の農水省は有機農業に冷たく、その対応も極めて鈍重であった。そのことは、新聞報道された食品流通局消費経済課のコメントからも容易に知ることができた。ちなみに当時、同課は新聞の取材に対して「有機質の肥料を少しでもやっていれば、有機野菜といってもウソにはならないでしょう」⁽²⁵⁾と答えている。

(4) 基準づくりを批判する声

しかしそうした有機農産物の基準を求める声に対し、他方ではそれを皮相と見る声もあった。声の主は日本有機農業研究会であった。

有機農研は市場流通を指向する「有機農業」を批判する立場から、87年8月に「有機農産物に対する規格基準等についての見解」をまとめて農林水産大臣をはじめ同省関係部局長に提出し、また88年8月には「有機農産物の定義について」と標記した見解を公にした。さらに91年3月には再び農林水産大臣に宛てて「農産物に新たな表示を設ける必要はなく、したがって表示の検討も無用」とする内容の文書を提出した（「農水省の青果物等特別表示検討委員会設置方針についての本会の見解」）。

これら3文書に表明された有機農研の主張は概要、以下の5点に要約できる。容易に知れる如く、そこには行政ならびに業者に対する払拭しがたい不信感と、自己批判を忘れ、農法転換に伴う一切の危険負担を生産者に負わせて痛痒を感じない「賢い消費者」に対する鋭い批判の目があった――。

①われわれの言う有機農業とは、いわゆる近代的農業（工業的農業）によってもたらされた弊害（健康阻害・公害・環境破壊・地力減退・外部エネルギーとこれによる高コスト・生産意欲の喪失など）を深刻に受け止め、自己批判し、「あるべき姿の農業」の確立によって、失われた価値の回復を図ることを目的に進められてきたものである。

②弊害の多くは、農産物の商品化の進行に伴い、生産者と消費者が分断され、産消相互の連携と信頼感を喪失していることに起因している。したがってそれら連帯と信頼感の回復のためには提携を通じて交流を密にし、相互理解を深め、その輪を拡大し、生産者と消費者との間に「顔の見える関係」を広く再構築することが必要である。

③顔の見える提携に有機農産物等の基準や定義は不要である（筆者注：心情的紐帯を基盤にして成り立つ運動としての産消提携に、生産者不信を前提にして作られる基準や定義が必要となるようでは、その運動はもはや提携の名に値しない）。市場流通する顔の見えない生産物については「有機農産物とは、生産から消費までの過程を通じて化学肥料、農薬等の人工的な化学物質や生物薬剤、放射性物質等を全く使用せず、その地域の資源を出来るだけ活用し、自然が本来有する生産力を尊重した方法で生産されたものをいう」とすれば事足りる。

④しかし有機農業の本質を理解しない行政当局や利益追求を第一義とする流通業者が関与する限りは、基準をこのように定めることについて多くの異論が出ることが予想され、合意が得られないか、あるいは化学物質の限定的使用を認めるといった極めて妥協的な基準に落ち着く他はない。

⑤もし仮に妥協のない厳格な基準が設定されたとしても、販売される品物が基準どおりのものか否かの検証は容易ではなく、検証に要する人員・費用・時間等は膨大にならざるを得ない。また過去の数々の例を見ても分かるように、表示の濫用ないし悪用の弊害を招き易く、一般消費者に有益に作用することを多くは期待できない。

このほか3文書には明示されていないが、基準策定が専ら購入資材に依存する「底の浅い有機農業」⁽²⁶⁾を大量に生み出す可能性のあることを概ね以下のように指摘している。

——近年、農業関連企業のみならず農業とは無縁と思われた企業までが有機質肥料や生物農薬、漢方農薬などの有機資材生産に興味を示し、専ら販路拡大の視点から有機農業の基準策定を求めている。有機農業本来の目的を理解しない生産者もまた、堆肥づくりを厭い、経営内（或いは地域内）物質循環システムづくりを放棄して、安直に企業が提供する有機資材に頼ろうとしている。こういう状況の下では基準策定は、購入するものを農薬や化学肥料から有機肥料等に代えただけの「底の浅い有機農業」を大量に生み出す可能性がある。それは決して当該生産者の主体性の回復と経済的自立には役立たない。

4. 「有機農業」の基準等をめぐる問題点

(1) 基準づくりの現状

賛否いろいろあるものの、消費者の大勢は基準を求める方向に傾いていた。

そうした消費者等の声に機敏に対応したのは、岡山県、宮崎県綾町、生態系農業連絡協議会であった。三者はそれぞれ独自に有機農産物の市場流通を指向する基準づくりに着手し、89年3月から10月にかけてそれらを策定し公表した。少し遅れて90年3月には、熊本県が「熊本型有機栽培米生産技術指針」を発表した。

農協関係では全国農協中央会が88年の第18回全国農協大会における「3H農業（健康・安全、高品質、高技術）」推進決議を受け、91年6月に有機農産物の定義と有機肥料・農薬使用状況に関する表示基準を定めた「安全で良質な食料・農産物の供給指針案」を策定し、同年10月8日の第19回全国農協大会に諮り承認された。生協関係では89年11月に京都生協、90年3月に灘神戸生協（現コープこうべ）、91年4月にユーコープ事業連合（コープかながわ・コープしずおかなど7生協が参加する広域事業連合体）などがそれぞれ有機

農産物の基準を策定・公表した。

この他、日本に統一基準がないため、自然食品や有機食品の海外への輸出に支障をきたしている業者も有機農産物の基準づくりを積極的に推進し、去る91年11月に「人間の健康と自然環境のための健全で持続できる世界の食品生産・流通システムの確立」を謳う日本有機農水産物協会（略称NYNK）を設立。「当面の主要事業として、国内で生産・流通する農水産物の有機食品」等の指標・基準・定義の策定作業を開始した⁽²⁷⁾。

そして、こうした一連の動きに対応するため農水省では、前にも触れたように、91年4月に食品流通局消費経済課内に「食品表示対策室」を新設し、さらに同対策室と先に設置した「有機農業対策室」の2室を事務局とする「青果物等特別表示検討委員会」を設けて「有機」「無農薬」などの強調表示を含む食品表示の在り方の検討を開始した。またこれより先の87年9月には特別栽培米制度、89年5月には特別表示米制度を導入し、それぞれ生産者との直接取引を求める消費者の声、栽培基準等の付加価値表示を求める生産者の声、コメに限って認める措置を講じた。

(2) 総じて甘い日本の基準

上に紹介した基準の中から代表的なものを選び、海外の基準と併せて、その概要を表11に示した。

同表に明らかなように、国際的には有機農業は「一切の化学物質を使用しない農業」と定義され、「化学物質不使用」のものにのみ認証マークの使用が許されている。農法転換後の経過期間は2～3年（厳密には1年＋成育期間／2年／2年＋成育期間／3年）。つまり、有機農業に転換しても最低2～3年間はOrganic/Ecological/Biological等の有機農業に類似する名称を名乗ることができない（経過期間中は「有機転換中」と表示）。基準は極めて厳格で、表示にも曖昧さはなく、

「有機食品法：カリフォルニア州」と「有機農産物全国基準：米国90年農業法」を除き、輪作体系の確立が認証条件の一つに加えられている。また違反行為に対して罰金を課しているものもある。一部に化学物質の使用を制限付きで許容する記述のあるものもあるが、当該化学物質は特定されその使用に当たっては認証委員会の特別の許可が必要である。しかし、審査は厳しく容易には許可されない。——尤も「一切の化学物質」といっても、多くの場合それは「有機化学」合成物質を指し、例えば無機銅剤や無機硫黄剤などの古典的な「無機化学」農薬は概ね「許容資材」になっている。また天然系物質であってもニコチン浸出液は英国土壤協会やティルスでは禁止しているが、IFOAMでは「絶対に必要な場合に限り、人間と動物への安全対策を講じた上で」制限的使用を認めており、国や機関・団体により細部には若干の相違が見られる。

欧米諸国の認証基準がこのように厳しいのは、自らの危険負担によって有機農業の途を切り拓いてきた生産者が、①紛い物の排除と②認証マークの信頼性確保の目的を持ち③自らの市場利益を守るために④主体的に策定した基準だからである。そしてその背景には、生産者自身の技術的蓄積とそれに裏付けられた自信と誇りがある。同様の理由から、欧米の有機農業者は州や全国レベルの基準策定にも主導的役割を担ってきた⁽²⁸⁾。この点、市場流通が一般的な欧米の有機農業と、前に述べたような産消提携（共同購入）という市場外流通を中心に展開されてきた日本の有機農業とでは、基準策定に対する有機農業者自身の考え方が基本的に大きく異なっている。

したがって欧米とは対照的に日本では、有機農産物の基準策定は、有機農業の原像（産消提携）を追求してきた有機農業者以外の第三者によって主導される傾向にあり、「一般生産者の取り組み易さを考慮」して農薬や化学肥料の制限的使用を認め、化学物質の使用

削減がもたらす環境負荷軽減効果等をむしろ積極的に評価し、消費者にアピールしようとする、欧米には例のない「多段階有機農産物認定基準方式」がとられることが多い。

表11からも分かるように基準の厳格さと表示の明解さの両面において、国際水準に達しているのは岡山県のみである。岡山県は1988年6月に農林部長通達で発表した「有機無農薬農業推進要綱」に基づき、翌年3月に「有機無農薬農産物認証要領」を策定し、認証区分を①有機無農薬農産物と②有機栽培農産物に二分する認証制度を発足させた。前者は天然系も含め一切の農薬を使用しない文字通りの無農薬・無化学肥料栽培で、後者は5種類の農薬以外は使用を認めない無化学肥料栽培である。認証を得るのに必要な農法転換後経過期間が6カ月と短いことを除けば、欧米の基準に比しても遜色がない。——ちなみに5種類の農薬とは、殺虫剤の除虫菊剤・マシン油乳剤、殺菌剤の無機硫黄剤・無機銅剤、生物農薬のB.T剤で、これらは通常、欧米でも使用が許されている。なおひと言コメントすれば、バチルス・チューリンゲンシス菌が体内で作り出す結晶性毒素を農薬として利用するB.T剤には、生菌製剤と殺菌処理を施した死菌製剤がある。生菌は結晶性毒素以外にもヒトの食中毒菌として知られるバチルス・セレウス菌がつくる下痢毒素に類似した毒素をつくるため、人体への悪影響や環境中での残留・増殖に伴う未知の危険性などが指摘されている⁽²⁹⁾。したがって、B.T剤使用は死菌製剤に限るとする一項を付加することが望ましい。

尤も、基準の厳格さだけを見れば、(財)自然農法国際研究開発センターのそれも国際水準に達しているが、一時的にせよ禁止資材を使用した生産物に「準自然農法産」という曖昧表示を認めている点に疑問があり、改善を望みたい。消費者に優良誤認させないためには「準」などと言わず、農薬等を使用したこ

とを明示すべきであろう。

詳しくは次項で紹介するが、その他の「多段階有機農産物認定基準方式」をとる日本の基準は例外なく甘く、表示も色を変えただけの同一図柄のラベルを使用するなど（例えば宮崎県綾町）、曖昧で明解さに欠け、消費者に優良誤認を与えやすい。

(3) 甘い基準の帰結

甘い基準の一例として、「生態系農業連絡協議会」（会長は郷田實宮崎県綾町前町長：1991年に推進協議会と名称変更、以下「協議会」と略称）の栽培基準を取り上げたい。

同協議会は生態系農業の生産・流通・消費に関する情報収集、普及・啓蒙、調査・研究および「会員の自主的に定める生態系農畜産物の格付け、品質保証、検査、表示等の調整および統一」などを主たる事業とする連合組織であり、88年2月に設立され、現在、地方自治体・農協・生産者団体・消費者団体・流通業者・食品加工業者・外食産業・デパート・スーパーなど80数団体の代表者と個人会員を合わせて100余名がこれに参加している。

彼等是有機農業、自然農法、減農薬農業などを総括して「生態系農業」と呼び、事業内容からも想像がつくように市場流通を前提にした「有機農業」を指向し、89年6月に「生態系農業の栽培基準」を、90年5月には「生態系農産物等の認定規則／細則」と「表示規則案」をそれぞれ策定した。——新聞報道等により仄聞したところを整理すれば、彼等は①統一基準を設けて有機農産物を広域的に大量に市場流通させれば、②これまで産直や共同購入運動に参加する限られた人々しか利用できなかった有機農産物が、一般の八百屋やスーパー、デパート等で手軽に誰もが買えるようになり、③市場が拡大し、④それに応じて生産者の所得も増加し、⑤ひいては日本農業の再生・活性化と農薬等化学物質による環境への負荷軽減にも寄与する、と考えている

ようである。

基準づくりと同時に他方では、生態系農産物の市場における市民権獲得のため、協議会の消費者団体会員でもある「遺伝毒性を考える集い」は90年6月から7月にかけて東京都および農林水産省に対し、中央卸売市場などの公設市場内に「環境にやさしい農産物コーナーの設置」を求める要望書を提出した。また市場関係者と懇談の場をもち、生態系農産物を安定的に市場流通させることの意義を啓蒙した⁽³⁰⁾。——努力は功を奏し、趣旨に賛同した東京・太田市場の大手卸売業者（株）東京青果が「個性化農産物コーナー」という名の担当部署を設け、91年7月から個性化農産物のひとつとして生態系農産物／「有機農産物」を取り扱うことになった⁽³¹⁾。

しかし、筆者の期待に反して協議会が策定した基準は甘かった。

協議会では無農薬無化学肥料栽培を「③の方式」として指向しながらも、回数及び総量において「その地域の慣行防除暦の2分の1以下」「同3分の1以下」の栽培をそれぞれ「①の方式」「②の方式」として農薬の使用を認め、これら3つの方式を「生態系農業」として認定している。——表示（案）については特別表示米制度に学んだのであろうか、段ボール箱等の出荷容器に当該栽培方法を明示した説明書を添付するとしている。

説明書の添付等により表示の適正化に配慮している点は評価できるが、「生態系」を英訳した“Ecological”が欧米では有機農業や生物的農業と同じく「一切の化学物質を使用しない農業」の謂であることを考慮すれば、生態系農業の範疇に減農薬農業等を含めるのは適当ではない。仮に妥協して、若干の農薬使用を容認したとしても、削減率50%程度のものを生態系農業の範疇に含めるのは甘すぎると言わざるを得ない。何故なら農協の営農指導員や県の農業改良普及員によって作られる「防除暦」自体が、設計段階において既に

2～3割程度の農業過剰設計になっていることは、今や周知の事実だからである。

例えば、福岡市や筑紫野市を中心に「百姓の主体性回復運動」として展開されている減農薬稲作運動はそのことを立証している。彼等は農協や農業改良普及所など「上から」の指導に忠実なこれまでの画一的・非主体的防除から、減農薬稲作運動の中で開発した虫見板を使用して生産者自らが判断主体となる個別的・適正防除への転換（主体性の回復）によって、農薬散布回数をそれまでの3分の1以下に削減することに成功した⁽³²⁾。——さまざまの機会をとらえて筆者も慣行防除を行う生産者に質問してみたが、虫を見ずして農薬を撒くといった、空散を含む従来の画一的防除に内在するムダを改めるだけでも、農薬散布回数や使用量がかかり減らせることは誰よりも生産者自身が知悉しており、農薬の2分の1削減を「然程の苦労なし」と見る人が圧倒的に多く、「困難」と答える人は少なかった。

減農薬稲作運動から生み出された生産物を彼等は誇りをもって「減農薬米」と呼んだ。また本部を福岡市に置くグリーンコープ（広島・山口・九州各県の28生協が加盟する生協連合）は90年11月に「減農薬米評価基準」を策定し、A、B、C、三段階の減農薬区分を設定したが、最高ランクの赤とんぼAは「種子消毒、除草、病虫害防除を一切しない」実質上の無農薬栽培であった⁽³³⁾。——西日本を中心にこうした減農薬稲作運動がすでに広く展開され、当該地域において市民権を得ていることを考慮するとき、協議会が設定した「①の方式」と「②の方式」はともに減農薬栽培の範疇に分類して然るべきものであり、したがってそれらを有機農業と同義の「生態系農業」の範疇に含める協議会基準は、この点から見てもやはり甘いと言わざるを得ない。

誤解のないよう補足するが、筆者は如何なる場合であっても農薬や化学肥料の使用を認

めない、としている訳ではない。ここで問題にしているのは、差別化商品として有機／自然／生態系等の呼称を冠して消費者の良好な「有機イメージ」を利用し、顔の見えない市場を通じて自らの生産物を売り込んで高付加価値を獲得しようとする以上、基準および表示は厳格かつ明解でなければならない。すなわち「有機表示（自然／生態系等の有機に類似する表現を含む）は欧米並みの無農薬・無化学肥料栽培に制限し、その他の栽培については表示は当該栽培方法を正確に表すものであるべきだ」と主張しているに過ぎない。何故なら顔が見えない以上、消費者は表示を唯一の判断材料にせざるを得ないからである。

ちなみに表12-aから表12-dに示したように東京都、農林水産省、食品需給研究センターの調査によれば、何れも消費者の約4～5割は有機農業を無農薬栽培と理解している。そして彼等は表13-a（東京都、農水省：消費モニター調査）に見るように、「有機野菜」を主に生協とスーパーから購入している。しかしスーパーが取り扱う有機農産物の8割弱は低農薬・無化学肥料や低農薬・減化学肥料栽培であり、無農薬・無化学肥料栽培はわずか4.3%に過ぎない（前掲表9参照）。否、スーパーに限らず、一般小売店ではそれらを「わけあり商品」として客寄せの目玉に利用しているが、基準の甘さや表示の曖昧さはこうした「わけあり商品」の氾濫を助長し、消費者を混乱させているのである。

さて、先に表7で見たように、いまはまだ「有機農業」に取り組んでいないが「今後取り組みたい」とする農協が1,467農協にも達している。また「有機農産物」を販売した経験を持つスーパーやデパートの9割が今後その取り扱い量を増やす意向を示し、取り扱い経験のないところでも6～7割が条件次第では取り扱いたいと回答している⁽³⁴⁾。

したがって、こうした諸点を考慮する時、甘い基準は新規参入を容易にし、早晚「有機

農産物」を生産過剰に陥らせると言わざるを得ない。協議会が定めるように参入障壁が低ければ（甘い基準）、経済学の教科書を繰るまでもなく、高付加価値を求めて新規参入が増えるのは誰の目にも明らかである。換言すればそれはかつて一村一品運動が辿り、端境期の高値を狙ったハウス栽培やワックスがけミカンが辿った《先駆者利潤としての高付加価値→新規参入者の増加→生産過剰→値崩れ・骨折り損》という経路を「有機農業」もまた辿るであろうことを意味している。筆者は何よりも、このことを危惧する。

すぐ後にも触れるが、しかし、問題は新規参入者の増加だけではない。たとえ甘い基準にせよ農業使用量が削減されれば環境と消費者、そして相対的安全性をセールス・ポイントにできる流通・加工・外食産業など取り扱い業者の貨幣的効用は増す。だが農業使用削減（農法転換）に伴う全リスクを生産者ひとりに背負わせるようでは生産の持続性（sustainability）は確保できない。——「リスクの適正分担」は産消提携運動が試行錯誤の中から生み出した智慧のひとつだが、ブームに便乗し、市場指向型の「有機農業」を推進する人々にはこの点への洞察が欠落している。例えば①農法転換に伴う生産性の一時的／中・長期的低下、②虫喰いや形のいびつさなど規格外品の増加に伴う商品化率の低下、③豊作等による価格低下、等々によって招来される生産者の所得の減少に対し、消費者も取り扱い業者も、そして自治体や団体も、彼等はなんの補償措置も講じようとはしていない。

（4）市場指向型生産の問題点：新しい酒を古い皮袋に注ぐ愚

それでは、基準を欧米並みに厳しくすればよいのか。この問いを含め、市場指向型の有機農産物生産の問題点について、以下、検討してみたい。

すでに述べたように、日本の有機農業は産

直に似た共同購入（市場外流通）形態をとる産消提携運動として展開されてきた。運動に関わる人々の間には「提携の十原則」に集約される基本的合意があった。

例えば、彼等は①農法転換に伴う労力の増加を消費者の援農等によって軽減し、②選果や選別をなくし、③包装を簡略化し、④生産者自らが配送を担当するなどして流通コストを削減した。⑤圃場で採れたものは多寡・形状等の如何を問わず、可能な限り全量を消費するよう「間引き菜から藁が立つまで」食べ方を工夫した。そして⑥生産者と消費者が直接話しあって相互に納得できる価格を設定するなど、彼等は《産消共生・互惠の途》を模索してきた。

相互に納得できる提携価格は、生産者にとっては市場出荷よりも有利に、消費者にとっては慣行栽培の農産物の店頭小売価格と同じか若干高めに設定されていた（表14-a、表14-b／国民生活センター：1990年調査）。尤も、結果だけを単純に比較すれば、提携価格と市場流通する一般有機野菜の店頭小売価格（表13-b／農水省：消費モニター調査）との間には然程の違いは見られず、ともに「変わらない」「1～2割高い」に回答が集中している。しかし産消提携運動では消費者は価格設定に深く関与し、生産者の人柄、有機農業にかける生産者の熱意や創意工夫、作物や品種の違いによる無農薬栽培の難易差、病害虫の発生状況や作柄など生産現場の詳細を知った上で、納得して提携価格を支払っている。——こう記せば当然「一般消費者であっても、納得するからこそ当該生産物を購入している云々」との反論が予想される。しかしその見方は皮相である。例えば80年～90年の10年間で提携消費者グループの無農薬栽培への執着が野菜では増加し、果物では逆に減少しているが、それは消費者が生産者との密度の濃い交流を通じて学習し、無農薬栽培の作目別難易度を理解したからである（表14-a、

表14-c)。この点、単に無農薬を要求するだけの一般消費者と生産者の同行者たらしとする提携消費者とは、大きく質を異にしていると言える。

尤も、配送を労働過重であるとし、「昔は地主や機械屋に搾られ、いまは消費者に搾られている」と自らの立場を作男と自嘲する生産者の声がないわけではないが⁽³⁵⁾、生産者の多くはむしろ自主配送を消費者との触れ合いの場・情報交換の場として積極的に評価し、消費者もまた飲食等を用意して週に一度の交流を楽しんでいる。——また援農についても、提携消費者グループの多くが「緑農」の字をあてているように、雑草と作物の稚苗との区別さえもおぼつかない「素人百姓」が大挙して圃場に入って、土を踏み固めたり、作物を傷つけたりで、生産労働の実質的軽減にはあまり役立っていないことが多いが、「応援団」の存在は生産者に心強さ・安心感を与え、消費者にとって援農は無農薬栽培の大変さを知る「体験学習の場」となっている。

さて、筆者は先に、甘い基準（低い参入障壁）は新規参入を容易にし、高付加価値を幻想に終わらせると言った。思うに、それはたとえ基準が欧米並みに厳格であっても同じであろう。有機農産物に限らず、市場流通を指向し消費者ニーズに迎合した主体性のない生産を続ける限り、行きつく先は同じだと言うべきである。何故なら、市場指向型の有機農産物生産においては生産者と消費者が分断されており、農薬と化学肥料が堆肥や輪作などに置換されるだけで、《有機農業自体の持続性（sustainability）を保証するための必須条件》すなわち《食・農・環境に関わる消費者の価値観の変革》や《農政・流通諸制度の変革》が、何ひとつ準備されていないからである。

先に図1に示したように、農業問題が「日本農業をめぐるトータルシステムの象徴的矛盾」「構造悪」として噴出しているものであれ

ば、その解決方法もまた総合的・構造的でなければならぬ筈である。しかし産消提携の本質を看過して①刹那々々の消費者ニーズに付和雷同する人々、②市場指向型有機農産物生産の経済的有利性を喧伝する人々、③語感イメージで有機農業を語る人々は、愚かにもと言うべきか、「新しい酒」を「古い皮袋」に注ぎ込み、腐らせようとしていることに気づかない。

産消提携と呼ばれる有機農業運動が20年かけて実証して見せたように、「自己批判の思想」に基づく①農法の変革、②食べ方の変革（消費行動の反省と自律）、そして③リスクの適正分担は三位一体のものであり、どれひとつ欠けても運動の継続は困難であった。先に縷々紹介した標語はそれを雄弁に物語っているが、なかでも消費行動の反省と自律（消費者の価値観の変革）は重要であり、これなくしては運動の持続性は確保できなかっただろう。

「カネは出す、だから安全な農産物を」的発想に立つ消費者（外食産業、量販店等を含む：以下同じ）、すなわち消費行動の反省と自律のない消費者は、何れはその要求水準を「虫喰い痕のない規格化された外観のよい有機農産物を、必要な時に必要な量だけ、周年的に、安価に」等々と際限なくエスカレートさせるに違いない。繰り返しになるが、有機農業が持続的（sustainable）であるためには、何よりもまず自己批判に基づく消費者側の反省と自律・自制が必要なのだが、産消提携の真価を理解しない市場指向型の人々にはその重要性が認識されていない。否、目先の利益に目を奪われて考えようとしないのである。

彼等にとって「消費者は王様」であり、王様の要求は絶対不可侵である。しかし、反省と自律・自制のない王様の要求は気まぐれである。したがって、わがままな王様の要求におもねた、消費者ニーズ迎合型有機農産物生産によって招来されるのは、刹那主義的な、

際限のない商品差別化競争であろう。

恐らく次のサバイバル戦略は①サイズ・形状・虫喰い痕の有無・色艶・熟度・糖度・鮮度などの「規格化」、②端境期狙い、③市場内産地ブランド化を狙った周年・大量・安定出荷など無理を承知の有機農産物生産であろう。それでも生産者の農法転換努力と商品差別化努力がそれなりの対価をもって報われ、有機農業が持続できるのであればよい。だがサバイバルゲームの最後に用意される戦略は④価格競争である。——既存の市場流通を前提にして発想する限り、行きつく先は恐らくはこれ以外にはあるまい。いったい現在の市場状況と比較して、何処が改善・変革されたとと言えるのだろうか。筆者はこれを《有機農業という名の新たな農民搾取》と呼びたい。

5. 有機農業の普及のために

以上、有機農業の原像と「有機農業」の基準等をめぐる問題点について概観した。時間的制約から詳述はできないが、最後に有機農業普及のために必要と思われる幾つかの検討課題を紹介し、本稿の締め括りとしたい。

(1) 市場から紛い物を排除する

本稿のかなりの紙数を費やして、基準が甘くても、欧米並みに厳格であっても、既存の市場流通を前提にする限り行きつく先は同じだと述べた。しかし、それは基準そのものが不要だということを意味しない。それどころか、筆者は市場流通する「有機農産物」については、ガイドラインにするか認証制度にするかは別にして、何れにしても欧米並みの厳格な基準と明解な表示規則を公的に策定する必要があると考えている。この点、基準策定に批判的な日本有機農業研究会の見解と大きく相違する。——尤も、欧米に比して経験に乏しい日本では、法的拘束力の面で問題を残すものの、ひとまずガイドラインの策定から

始めるのが現実的であろう。また、抽象論議回避のため、策定作業には経験を積んだ有機農業生産者や消費者の参加が不可欠であろう。

厳格な基準策定の主目的は、市場に横行する紛い物を排除し、真面目に有機農業に取り組んできた生産者の利益を守ることにある。それは当然、消費者に優良誤認させる曖昧表示を排除することにも繋がる。——とりわけ表示に嘘や曖昧さがあってはならない。多くの識者が指摘するように、情報は民主主義の通貨（ラルフ・ネーダー）であり、人の体に譬えれば血液（中村雅人）である。表示（情報）の嘘は消費者（国民）の知る権利を侵害することになる。

確かに、多田政弘が指摘するように、基準や表示は「消費者の目を農業ではなく表示に向ける機能しか果たさない」。また、等身大の「生活と農業／社会変革運動」として展開される有機農業を、農業を撤く、撤かないの次元に矮小化し、ブームに乗じた農業関連企業が提供する有機質肥料などの購入有機農業資材に依存する、有機農業とは名ばかりの、資源循環の輪から切り離された「いびつな」「底の浅い有機農業」を作り出す危険性がある。その通りだが、しかしその一事をもって、基準策定を無用とするわけにはゆかない。何故なら、消費者の圧倒的多数が「有機農産物」をスーパーなど一般小売店から購入しているという現実がある以上（表13-a参照）、紛い物や曖昧表示が横行する現状を放置することはできないからである⁽³⁶⁾。

基準を①誰が決める（主体と水準）②誰が如何にして監視・検証するか（検査体制）、③それは新たな農民管理に繋がらないか、④それに要する諸コスト（人員・時間・経費）を誰が負担するか、⑤「有機転換中」の収量減に伴う生産者の所得補償はどうするか、など基準策定に伴う検討事項は多いが、前述のように現在、農水省でも青果物等特別表示検討委員会を設けて様々に検討されており、どの

ようなガイドライン等が出されるか注目したい。

(2) 有機農業の普及を阻害する制度的要因

基準や表示の検討は重要である。紛い物は排除しなければならない。しかし有機農業の普及の観点からすれば、それ以上に重要な検討課題が山積している。しかもその多くは既存の制度に関わっている。詳述は別稿に譲るが、以下、有機農業運動の実践者たちが指摘する制度上の問題点・疑問点について、要点をのみ簡単に紹介しておきたい。

①農産物検査法に基づく農産物規格規程が農業散布を助長している。——例えば、玄米品位規格。同規格（表15参照）によれば1000粒中に着色米が2粒あると2等米に格下げされ、4粒では3等米、8粒では等外に落とされる。当然、生産者は1等米を目指してカメムシ防除等の農業散布を熱心に行う。／「この検査基準は昔からのものではなく、1974年に決められ、78年に一部改正されたもの」⁽³⁷⁾だという。／しかし色彩選別機等の開発に見る選米技術の進歩は、着色米の混入率等による格付規程を時代にそぐわなくしており、誰のための米検査か、との批判の声が真面目に米作りに取り組む生産者の中から上がっている。——ちなみに色彩選別機とは「米一粒一粒に光線をあて、着色米をはじき飛ばす装置。」「全国各地の大型集中精米工場で活躍し、この機械にかけると、産地での等級格付けの基準に大きな位置を占める死米、着色米、異種穀粒、異物などは完全に除去され、産地では安値で取り引きされる3等米、規格外米もたちまち1等米に早変わり」⁽³⁸⁾するという。

例えば、生産者から直接聞いた話に以下のようなものがある。——90年秋に自主流通米市場に戦後初の入札制度が導入されたが、東北のササニシキの凋落ぶりが目立った。危機感を持った山形県の経済連と農協は、自主流通米の取扱いを1等米のみに限定し（2等米

は全量政府米に回す）、有機米も例外扱いはいないと有機米生産者に通告してきた。その年、カメムシの発生により有機米は2等米の割合が平年より多かったが、提携消費者は受入れを快諾した。にも拘らず、例外は認めないと経済連と農協は自主流通米としての取扱いを拒否した。

まだ農協関係者には質していないが、この話を聞き、筆者は「どうして農協は検査前に玄米を色彩選別機にかけて選米し、農家のために等級格付けの引き上げを図らないのか」「色彩選別機は白米専用で、玄米の選別には適さないのか」「それとも他に何か理由があるのか」等々の疑問を持った。

②米と同様、味・栄養価・安全性に無関係の外観中心の野菜標準規格が農業散布を助長している。——例えば、品位基準と大小基準の組み合わせで10段階前後に細分されるキュウリ、ナス、トマトの規格はいったい誰のためのものだろうか。僅かばかりの形のいびつさや傷、虫喰い痕にこだわる、一般消費者の美観主義的な青果物選択行動にも大いに問題があるが、元凶は何といっても農産物に対して工業製品にも似た規格を押しつける市場の仕組み自体にあると言うべきであろう。「化粧散布」などという、とんでもない言葉を野菜農家や果樹農家の口から聞くことがあるが、消費者教育も含め、規格の在り方について再考する必要がある。

③農業災害補償制度（農業共済）の免責条項が、農業の空中散布を助長し、有機農業の普及を阻害している。——損害評価において「共済事故以外の原因による減収および肥培管理の粗放又は不行き届き、もしくは病害虫防除の不適切による減収がある場合は、農作物共済損害評価要綱第1章第7節の規定により支払い対象損害と支払い対象外損害とを区別し、支払い対象外減収量（分割減収量）は損害として取り扱わないものとする」との規定があり、農業・化学肥料を使用しないこと

を、肥培・病虫害防除管理不行き届きと見做しがちな現行制度は再検討する必要がある。

この問題について、1973年から集団で有機農業運動に取り組んでいるY県T町の生産者に質したところ、「T町では行政、農協、周辺農家に有機農業運動の実績が認められており、農薬や化学肥料を使用しないからといって情農（駄農）と決めつけられることはなく、したがって評価地区の農家から選ばれた3名の損害評価員が行う損害評価においても不利な扱いを受けることはない」とのことであった。

しかしT町の例は稀なケースと見るべきであろう。というのは、有機農業で有名な岡山市高松農協組合長の藤井虎雄がこの問題について次のように言及しているからである。

* 農業災害補償制度上の免責条項は、米や麦などの場合、農薬散布をしないために受けた病虫害被害は農作業の手抜きと認定され補償が免責になるというもので、農薬の空中散布の理由づけの根拠にもなっている⁽³⁹⁾。

いったい何が、各地の農村事情を知悉する藤井組合長をして、そう言わせしめるのだろうか。思うに、本題への彼の言及は、農薬の空散に批判的な有機農業生産者が損害評価に際し、多くの地域で不利な扱いを受ける場合が少なくないことを物語っている。

④転作等の目標を達成していないことを理由に、米の生産調整に非協力的な有機米生産者を制度の適用除外にする現在の特別栽培米制度には疑問がある。——1981年7月に農林水産省農蚕園芸局植物防疫課は主産県の農業試験場などの専門家を対象に「不測の事態における単収水準について」のアンケート調査を実施し、その結果を『植物防疫』第36巻第1号（1982年）に発表した。その後も同課は農薬の果たす役割の重要性および安全性を国民に啓蒙するため、『農水省広報／aff』1986年3月号誌上でこのアンケート調査結果を引用し、農薬による病虫害防除を全く実施しなければ水稻は35%の収量減となることが予

想され、商品価値を考慮すれば更に大幅な収量減となるだろうと解説した（表16参照）。

サンプル数、対象の選択範囲、推定された減収率の何れについても疑問が残り、また推定された減収率はその後の調査で有機農業の実態から乖離していることが明らかになりつつあるが、それは措くとして、この論理に従えば、米の生産量を35%減じる有機農業（無農薬）による米づくりは生産調整と同じ効果を持つ。したがって有機米生産者はすでに生産調整に積極的に協力している、と見做すべきであろう。——稲作転換対策、水田総合利用対策、水田利用再編対策、水田農業確立対策と様々に名称を変えて推進されてきた「減反／転作」政策の目途が奈辺にあるか。その本質に立ち返って熟考してみれば、環境にやさしい農法（“究極の”環境保全型農業）を先駆的に実践し、人口に膾炙される安全な米（消費者ニーズ適応型農産物）を自らの危険負担によって生産してきた有機米生産者を、単に減反割当未消化というだけの理由で制度の適用除外にすることが、如何に非論理的であるかが明白になろう。

(3) 日本版 LISA（環境保全型農業／持続的農業）の忘れ物

奇異に聞こえるかも知れないが、有機農業の本質や現実的到達点を理解しない国や研究者によって喧伝される日本版 LISA の推進は、却って本来の有機農業の普及を阻害するのではないか。筆者はいまそんな懸念を払拭できずにいる（注：LISA はアメリカの呼称で EC 諸国では低投入／粗放化 extensification と言われることが多い。また持続的農業といわれることもあるが、特記部分を除き、以下それらを纏めて LISA と表記する）。

例えば、環境保全型農業推進対策が新規事業として1992年度の農林水産予算案に登場した。また同予算要求に先立ち、農水省は1991年5月24日に農林水産事務次官を本部長とす

る「新しい食料・農業・農村政策に関する検討本部」(以下「新政策本部」)を設置し、検討課題の一つに「環境保全に資する農業の確立」を掲げて作業を進めている⁽⁴⁰⁾。しかし出される結論の如何によっては却って有機農業の普及を阻害する恐れがある。——尤も、新政策本部は1992年春を目途に論点整理と方向付けを行う予定をしており、どのような結論が導かれるかが未定の現段階でこういうことを言うのは時期尚早であり、不適切かも知れないが、参考までに筆者の抱く懸念を紹介しておきたい。

ここに言うLISAとは、簡単に言えば「環境と経済の調和を図る農業」、すなわち①農業や化学肥料などの購入資材投入量を必要最小限にとどめ、②輪作やミニマム・ティレッジなど種々の土壌保全型耕作法、③総合防除(耕種的・生物的・物理的・化学的防除法の組み合わせ)等を適宜組み合わせることにより、④農業・化学肥料による地下水や土壌の汚染、土壌浸食、生態系破壊など環境への負荷と⑤農業による生産者の生命の腐蝕を最小限に抑制して、⑥消費者ニーズに適合した安全な農産物を供給し、一方で⑦ほどほどの生産力と収益性(コスト削減)を確保する農業のことである。しかしLISAの歴史は比較的浅く、ECおよびアメリカがそれぞれ1985年に制定した「新共通農業政策」(3月)と「食糧安全保障法」(12月)においてこれまでの生産性一辺倒の近代化学農法を改め、環境・土壌保全型農法を重視する方向に農業政策を転換し、これの調査・研究の推進、あるいは保護・育成を政策課題の一つに謳ったことに端を発している⁽⁴¹⁾。——その背景には、程度に若干の違いこそあれ欧米両地域における農畜産物の慢性的生産過剰(その裏返しとしての財政負担の増高)と、顕在化し、悪化する環境問題があった。

こうした欧米先進諸国の農業政策の動向を最も敏感に感じ取り逸早く行動したのは、筆

者の知る限りでは、早くから有機農業運動に理解を示していた中西一郎参議院議員であった。同氏は自ら発起人代表となって1987年4月に「有機農業研究議員連盟」を設立した。そして僅か2カ月足らずの間に100名を超す自民党の国会議員が同連盟に加わった。——参考までに示せば、「設立趣意書」において中西議員は①土壌流亡・塩類集積(塩害)・地下水枯渇等の事態を憂慮したアメリカ議会が、85年食糧安全保障法の制定にあたって、有機物の利用や生物的防除など有機農業の普及を目途とした調査・研究を合衆国自らが推進する旨の規定を同法に組み入れたこと、②経済効率指向型のEC共通農業政策の樹立者で近代化学農業の推進者であったS・マンスホルト元委員長が、農業や化学肥料を多投する近代化学農業から有機農業への転換の必要性を説いて85年の新共通農業政策の制定に影響を与えたことなど、有機農業再評価に傾く欧米の農政の動向に言及し、わが国においても有機農業運動について「冷静な評価を行い、政治に何物かを加えること」の必要性が生じつつあることを指摘している⁽⁴²⁾。また同氏は88年3月に参議院予算委員会で質問して佐藤農林水産大臣(当時)の「前向き答弁」を引き出し、これが一つの契機となり、87年9月の特別栽培米制度の導入、87年度『農業白書』の有機農業への公式言及、89年5月の有機農業対策室の設置へと繋がっていった(本稿3の(1)項参照)。断定するには情報が不足しているが、筆者はそのように捉えている。

それとは対照的に、研究者側の反応は鈍かった⁽⁴³⁾。もっとも、1988年1月からLISA計画を開始しているアメリカでも、同計画は当初 Alternative Agriculture(代替農法/慣行農業に代替し得るもう一つの農業)と呼ばれており、LISAの語が用いられるようになるのは89年の終わり頃からであるが、それはともかく、日本においてはつい最近まで農業経済学研究者の間では減農薬・減化学肥料

／無農薬・無化学肥料等の農法に対する関心度は非常に低かった。

しかし、ちょうどその頃、第2次「有機農業」ブームが到来し、それに数年遅れる形で一般の研究者も有機農業など代替的な農業に関心を示しはじめた。否、「持続可能な農業の発展：国際協力の役割」を主題に掲げる第21回国際農業経済学会東京大会（1991年8月）の開催をめぐり、否も応も無く関心をもたざるを得なかったという方が正確かもしれない。だが、彼等は何故か、有機農業という人口に膾炙し、市民権を得た言葉を避け、近年の農水省がそうであるようにLISA／持続的農業／環境保全型農業という言葉の方を好んで使用する。

一見なんでもないように見える言葉の相違だが、しかし、それが顕す実体には天と地ほどの大きな違いがある。——結論を先取りして言えば、彼等はともに日本の有機農業運動の本質と運動の到達点を看過している⁽⁴⁴⁾。

すでに4の(3)項「甘い基準の帰結」および(4)項「市場指向型生産の問題点：新しい酒を古い皮袋に注ぐ愚」で述べたので詳述は避けるが、LISAという言葉を好んで使用する人々の論考には《LISA そのものの持続性を保証するための諸条件》、即ち農法の変革と一体であるべき①食べ方の変革（消費行動の反省と自律）、②リスクの適正分担、そして前項(2)で種々指摘したような③制度変革などに対する考察が等しく欠落している。基本的には農水省もまた然り、である。筆者はそれを《LISAの忘れ物》と呼びたい。——日本版LISA（環境保全型農業／持続的農業）をいう人々の目は専ら栽培技術の開発と普及に注がれ、有機農業運動が提起した「農産物流通システム、農産物の消費構造および国の農業政策に内在する様々の歪みを総体として是正する」ことの重要性を看過する傾きが強い。繰り返すが、農業問題は「日本農業をめぐるトータルシステムの象徴的矛盾」「構造悪」

として噴出しているものであり、その解決方法もまた総合的・構造的でなければならない。したがって、そうした基本認識を欠いたまま、徒に図1に示した栽培技術部分をあれこれといじくってみたところで、問題の抜本的解決にはならぬこと、火を見るよりも明らかである。

ほんの僅かばかり頭血をめぐらせてみれば容易に気付く疑問だが、有利に売れるという保証もないのに、いったい誰が慣行農業よりも手間隙のかかる日本版LISAを受け入れるだろうか。——基幹的農業従事者に占める高齢者（60歳以上）の割合は1985年の34.1%から1990年の46%へと高まり、体力的に日本版LISAの導入に伴う作業増に耐えられない状況にある。現在でさえ、高齢者は体力的限界を理由に、例えばダイコンのようにキロ当たり単価の低い重量野菜や、キュウリのように手間隙がかかるわりには収益性の低い野菜の生産を敬遠する傾向が強い。

他方、若者は3K職場を嫌う。中学校以上の学校を卒業した農家子弟のうち「他産業に就職せず自家農業のみに就業した新規学卒就農者は昭和40年代初頭までは毎年6万人以上を数えたが、50年には1万人へ、平成元年には2千人強の水準」（農業白書）、1990年には1,800人へとさらに減少した。3,238市町村で割ってみれば1市町村当たり僅か0.6人である。若者は果たして3K助長に繋がる日本版LISAに魅力を感じるだろうか。——すでに新聞等で報じられているように、メロン栽培で全国2位を誇るI県でさえ、人手不足は深刻で、収穫・選果・出荷時期には当該地域で「群を抜く高い時給」を出しても人が集まらず、なかには観光ビザで入国した不法就労者であることを承知の上で外国人労働者を雇用し、周年的労働不足に対応せざるを得ない地域もある。

百歩譲り、政府が農法転換に付随する諸コスト（リスクの適正分担を含む）を補うに足

る十分な所得補償（デカップリングを含む）などの財政的支援を行うと仮定して、果たして納税者でもある一般消費者の諒解が得られるだろうか。彼等は LISA 生産物を相応に評価しつづけるだろうか。また LISA 生産物はかつて鳴り物入り／行政主導的に奨励された種々の選択的拡大作目や一村一品運動のようにやがて彼等に飽きられ、生産過剰や経営不振に陥らないだろうか（前述の「市場指向型生産の問題点」の項を参照）。

今日、誰もが言及する慣用句に「国民的合意」「消費者の理解と協力」「農業・農村のもつ社会的・文化的・環境保全的意義等の再評価」などがあるが、本稿で縷々紹介した産消提携運動（有機農業運動）はまさしくその実現を目指して20年間、試行錯誤と研鑽を積んできたのである。そこには生産者と消費者の温かな触れ合いがあり、前者は後者との心情的紐帯を拠り所にして農業に生き甲斐を見出し、後継者はそんな父母の姿を見て育つのである。彼等、有機農業の後継者たちは3Kを厭わない。——果たして日本版 LISA はそこまで視野に入れて提唱されているのだろうか。遺憾ながら、筆者にはとてもそうとは思えない。

「国民的合意」という言葉は非常に重い言葉であり、作文行政の使用をすべきものではないが、もし「国民的合意」を得ようとするならばまず、①農薬の空中散布を中止し、②「きわめつきの悪法＝佐藤誠熊本大学教授／生類憐れみの令、治安維持法と並ぶ日本三大悪法の一つであり、民活促進のための全国生活圏総合破壊法＝加藤龍夫横浜国立大学教授／ゴルフ場整備法＝藤原信宇都宮大学教授」⁽⁴⁵⁾と様々に批判される総合保養地域整備法（通称リゾート法）並びにそれを補完する法規などを大幅に改正し、環境問題や食の安全性の問題に強い関心を示す行動的消費者に対して、環境にやさしい農業を推進する官庁としての姿勢を顕示する必要があるだろう。

それ以外の一般消費者に対しては、かつてキッチン・カーで日本全国の農村を巡回し、マスコミや学者も動員して僅かの期間に日本人の食生活パターンを粒食（米飯中心）から粉食（パン・麺類＋畜産・酪農製品）へと大きく変えた往時の「戦略」に劣らぬ水準の戦略を準備して「農業・農村のもつ社会的・文化的・環境保全的意義等の再評価」の重要性を説き、農林業の非経済的価値の龐大さや農林業を健全に維持する意義を繰返し密度高く訴えて「消費者の理解と協力」を得る必要がある。——高嶋光雪によれば1956年から61年までの6年間、厚生省＝（財）日本食生活協会／文部省＝（財）日本学校給食会／農林省＝（財）全国食生活改善協会が三位一体となり、当時の金額にして4億2,000万円（第1期事業計画案）をつぎ込み、さらに製粉業界やマスコミ、大脳生理学者、中・高校で教えらる近代栄養学もこれに加わって「粉食礼讃の大合唱」を行ったという⁽⁴⁶⁾。

しかし、それをいま再現するのは極めて困難であろう。否、殆ど不可能と言うべきである。——だが主体性の回復を目指し、白眼視に耐えて草の根のレベルで展開されてきた産消提携運動や減農薬稲作運動は、小規模ながらも、自らの危険負担によって「それ」すなわち「日本の農業を守り、環境を守る国民的合意形成」を成就させたのである。したがって、いま真に政策的に支援すべきは、そうした「運動」ではあるまいか。

時好に追従して底の浅い日本版 LISA などを喧伝し、それに行政的なお墨付きを与えることは、結果において有機農業や減農薬稲作運動の「予備軍＝潜在の後継者」を LISA に取り込み、「運動」の潜在的な発展の可能性を阻害することにも繋がりがかねない。筆者は何よりもそれを危惧する。——思うに、日本版 LISA は基準の甘い「有機農業」と質的に大差なく、したがってまた行き着く先も大差なしと見るべきであろう。

(4) 閉ざされた産消提携から「開かれた産消提携」への脱皮

産消提携運動は、しかし、いま様々の問題を抱えている。例えばかつて筆者は概要以下のように書き、意図せず産消提携運動を担ってきた一部の人たちの神経を逆撫でてしまったことがある⁽⁴⁷⁾。些か長いが、内在する問題の本質に然程の違いはないので、参考までに紹介しておく。

「1987年度農業白書に有機農業が取り上げられ、有機農業は漸く名実ともに市民権を得る存在となった。しかしここにきて有機農産物の「受け皿」である肝心の共同購入運動に若干の翳り（停滞）が見えはじめている。停滞の最も大きな原因として筆者は学習会活動の欠落ないし不徹底を指摘したい。共同購入に限らず、運動に学習は不可欠だが、これの欠落・不徹底は様々の弊害を生む」。

「その第1は現状維持に甘んずる視野狭窄傾向の発生である。私見では共同購入運動の多くが『われ独り』の狭量に陥っているように見える。無農薬・無添加の安全な食べ物を共同購入しているので、少なくとも自分の家族だけは『食の安全圏』にいたいと思ひ込み、運動の拡大（仲間づくり）に消極的な集団や個人が多い。しかし食の安全圏は婚姻を通じていとも簡単に破壊される。…愛児もやがては結婚して家庭を持つ。愛児は確かに食の安全圏で育った。だが、その伴侶は農薬や飼料添加物、食品添加物漬けのジャンク・フードで育ち、遺伝子が様々の毒物によって傷つけられているかも知れない。通婚圏が日本全国に拡大し、国際結婚でさえ珍しくなくなった今日の時代に『われ独り』『わが家族のみ』『わが国のみ』の生・生命の安全を願うことなど凡そ不可能事であろう。狭量な『食の安全圏』は、蓋し幻想と言うべきである。…学習会活動を蔑ろにして、視野狭窄に陥った共同購入運動はわが子や孫、曾孫の伴侶となるべき人々の家庭の食卓を見る、こうした巨視

的な視点や想像力を欠落させる」。

「第2は後継リーダーの人材不足である。通常、われわれが共同購入運動と呼ぶものの多くは、これまで顔触れの固定した少数の意識の高い主婦層（会やグループの設立者・リーダー層）によって支えられてきた。援農・学習会・各種事務・その他共同購入運動に関わる煩雑な仕事の殆どは少数の主婦にしわ寄せされ、献身にも似たボランティア精神によって担われてきた。しかし十年ひとむかし、彼女たちの多くは孫の顔を見る年代に達した。共同購入グループの多くはいま担い手（リーダー）の世代交代の時期に来ている。だがバトンタッチは必ずしも円滑には進んでいない。次代の担い手となるべき人材が殆ど育っていないからである」。

「十数年前、安全な食べ物を求める運動には切実さがあり、緊張感があった。グループの世話役たちは並べてある種の使命感をもって運動を興した。消費者エゴ剥き出しの単なる『餌漁り』であれ、思想的に深化した『産消提携』であれ、第1世代には運動創造への熱意があった。しかし運動が確立した後これに参加した第2世代には概してそれが希薄である。それどころか、時にはグループに対して『お客様意識』（買ってやる）を露わにする会員さえあるという」。

「また運動の担い手たちはいつも『運動と家事のトレード・オフ』関係の調整に苦慮してきた。運動に精を出しすぎれば家事がおろそかになる。したがって夫をはじめ家族員の運動に対する理解は、主婦が共同購入運動の担い手となるための第一の要件である。だが戦後世代のニュー・ファミリーにこれを求めるのは難しい。苦勞しなくても『有機』とか『自然』とか『無添加』を謳う食べ物が旧時とは比較にならぬ容易さで入手できるからである。『運動のために家庭が犠牲にされるのは堪らない。無農薬・無添加の食べ物は共同購入によらずともデパートやスーパー、自然

食品店など、カネさえ出せば何処でも買える』と家族員は言う。——学習会活動の欠落や不徹底は、こうした意識の世代間格差（戦前ワーカホリック世代 v.s. 戦後ニュー・ファミリー世代）を生み、運動を形骸化させ、時として運動（組織、集団）そのものを崩壊させる」。

「第3は会員の共同購入離れである。十数年前、安全な食べ物は共同購入によらなければ手に入れることができなかった。だから会員の結束力が強かった。だがいまそれが弛緩している。前述したように『有機』『自然』『無添加』等を“自称”する食べ物が市中に氾濫しているからである。しかしより根本的な原因は、モノや状況に振り回されて物事の本質を見ない会員の思想性の欠如（学習の欠落・不徹底に由来）にある。——なぜ有機（自然）農法なのか、なぜ産消提携か、という極めて基本的な問いにさえた確に答えられない会員が少なくないのはその証左である」。

「会員の共同購入運動離れを防止するためには、例えば①見た目のよさにとらわれた美観主義的消費や冬場に夏野菜を求めるような献立優先主義など、われわれ一人ひとりの食べ方の歪みがマス（衆、塊）となって時代を反映した歪んだ消費の型と思想を形成するとき、国内の生産の型（農法）もまた歪むこと。②われわれが享受する豊かな生活の裏側には第三世界の国々の農林水産資源の収奪や環境の汚染、自然生態系の破壊などがあり、このまま放置すれば地球および生命の腐蝕の恐れがあること。——輸入養殖エビはマングローブ林を破壊して現地沿岸漁民に経済的損失を与え、あるいは小農民（小作）の土地を取り上げる結果を招いており、紙の過剰消費や安価な化粧板家具や建設用コンクリートパネルの使い捨てが熱帯林の破壊を助長していること。③産消提携とは『食および農の主権／主体性の回復』を求める、知（識）と行（動）がひとつになった草の根の、互恵的な、等身

大の『生活と農業／社会変革運動』であること、など共同購入運動の根本に関わる問題についてひとつひとつ丁寧に学習を重ね、改めて会員各層の共通の認識（思想）にまで高める必要がある。1970年代には老若を問わずみんなが学習し、結束も固かった。——しかし、近年、学習会の呼び掛けに応じる会員の顔触れはいまさらその必要もない少数のベテラン会員（ワーカホリック世代）に固定し、最も学ぶことが要求される戦後ニュー・ファミリー世代の参加者は極めて少ない」。

「運動の初心にかえて学習会活動をもっと盛んにしなければ、昨今の状況下において会員の共同購入離れを防ぐことは困難であろう。…学習のない運動は、もはや運動の名に値しない」。

「共同購入運動が抱えるいくつかの問題点を指摘したが、しかし、それは運動が無意味であることを聊かも意味しない。それどころか共同購入運動、なにか高次の思想性と広い視野をもつ『開かれた産消提携』は日本農業を混迷・閉塞状況から救出し得る殆ど唯一の途だと筆者は考えている。問題は『如何にして開くか』である」。

「『開かれた産消提携』は必ずしも『業者』を排除しないし、国境にもこだわらない。人間的『生』の回復（坂本慶一）を求める限りにおいて、提携形態の違いは問題ではない。問題は、相手の顔が直に見えるか否かではなく、相互信頼に基づく連帯（心情的紐帯）が農協、生協、流通・卸・小売りを含む産消の間に成り立っているか否かである。したがって提携の中にデパートやスーパー、外食産業等が入っても一向に差し支えない。否、食べ物を『命の糧として体に取り込む唯一のもの（食べ物が一つひとつの脳細胞や遺伝子をつくり、肉体をつくってそれらを養う）』と捉えてこれの安全性確保を第一義に考え、ゼニ・カネ勘定に優先させようとする『業者』が増えることは、共同購入運動として少数の先駆

的グループによって担われてきた産消提携を、全市民的な運動すなわち《開かれた産消提携》に拡大する上で、寧ろ望ましい」。

「だが、注意しなければならないのは、提携動機の吟味と資質の見極めである。ことに『業者』を加えるときは、口で言うほど容易ではないが、彼等の『本音の在処』を見極めることが重要である。マルクスは『五感の形成はいままでの全世界史の一つの労作であり、粗野な実際の欲求にとらわれている感覚は、…偏狭な感覚しかもっていない』と言ったが、近年、意識的に使用されだした『企業の社会的貢献』とか『企業市民』などという耳に快い言葉とは裏腹に、『業者』には万物を悉く金儲けのタネにしようとする抜きがたい性癖があるからである。——勿論、例外もあるだろうが、くれぐれも底を貸して母屋を取られぬよう十分に注意する必要がある。その意味からは、共同購入グループ中心の閉ざされた提携から全市民的な開かれた提携への移行は、すでに一部で進められているように農協と生協との提携から始め、『業者』に振り回されないだけの実力を予めつけておくことが望ましい」。

鈴木博は筆者に倍する強い調子で「消費者集団による産消提携運動は、明らかにひとつの限界に達着している」と指摘し、「提携至上主義」から「大衆運動路線」への脱皮の必要性を説いている⁽⁴⁸⁾。保田茂は穏やかな表現で産消提携は「現在、大きな転機にたっている」と指摘し、産消提携を発展させる方途として「産消提携システムの再点検」「運動の多様化と他団体との連携の強化」「産消提携団体間の連携強化」「リーダーの若者へのバトンタッチ／若いリーダーの企画・行動力に期待」⁽⁴⁹⁾などを挙げている。——「いまや有機農産物の大量流通をスケジュールに乗せるべき時期」(荷見武敬)かどうかについては、有機農業研究者の間でも大きく意見が分かれているが、産消提携運動が草創から20年

を経た現在、転機／限界／曲がり角に立っており、抜本的にか部分的にかはともかく、何らかの形で「運動の見直し」が要請されている、という点においてはどうやら見解が一致しているようである。

最後に、有機農業研究者による有機農業の普及のための提言ないし要望の一部を、筆者の首肯しうるものに限り、簡単に紹介しておく。——とくに断らない限り、引用は荷見武敬『有機農業に賭ける』(日本経済評論社、1991年)による。また短直線以下は筆者の解説である。

①「有機農業を俗に言う環境保全型農業の要として位置づけ、有機農業の技術体系確立のために必要な各種の施策を講じよ」(有機農業の政策的重視／公的試験研究の拡充・強化)——すでに1989年度より有機農業技術実証調査事業(89年度6地区、90年度4地区、91年度4地区)が実施されている。しかし3年間という各地区調査実施期間は、有機農業技術を“実証”するには短すぎる。最低5年は必要であろう(表5の④参照)。また公的試験研究については92年度より環境保全型農業の試験研究がスタートするが、その場合、民間の経験と実績に学ぶ謙虚さをもって臨む必要がある。国や県の試験研究機関が独自の判断で課題を設定することも大事だが、加えて長く有機農業や減農薬稲作を实践してきた生産者にも訊ね、「現場からの要請課題」を取り入れて彼等の技術的な質問にも十分に答えられるような体制を整える必要がある。

なお、「有機農業対策」として92年度予算要求されているものに、有機農業技術情報提供事業、有機農業情報データベース事業、有機農業生産流通消費調査委託事業、有機農業技術実証調査事業、有機農業技術導入資金がある。また「環境保全型農業推進対策」としては、環境保全型農業推進事業、低投入・高品質農業生産実験実証事業、農耕地環境保全情報システム開発事業、発生予察地域活用技

確立事業、農業安全使用推進・啓発事業、再生有機肥料安定供給推進事業、生態系調和型次世代農業生産技術研究開発事業などが予定されている。

②「農業・化学肥料など合成化学物質の多用が人体に及ぼす慢性病害の医学的・疫学的解明を急げ」——と同時に、憲法に規定された基本的人権の一般原理および自由権に関わる条文から必然的に導出される国民の諸権利、すなわち「知る権利」を制度的に保障する情報公開法と、「健康に生きる権利」を具体的に担保する、無過失責任・欠陥及び因果関係の推定・情報開示（ディスカバリー）・懲罰賠償原則に基づく製造物責任法の制定を国に求めていく必要がある。

③「有機農業転換助成政策を検討せよ」（その昔、減反奨励金の構想が出たとき一楽照雄は『減反などしなくてもいいから有機農業方式に転換してもらって、その結果減収した分について奨励金をだせばよい。有機農業転換奨励金を出す方が農政としても、国民の健康や環境にとってもベターだ』ということを提唱した）。——生産者への助成措置に加えて、提携消費者グループへの助成などの政策も考慮されてよいだろう。否、生産者と消費者とは一対のものであり、積極的に草の根の運動の育成を図るべきである。

④「農業災害補償制度を手直しせよ」（農業の空中散布は原則廃止の方向で検討すべし／無原則な予防的防除は厳しく制限すべし）。

⑤「生産者と消費者が平等の立場で合意した、公正な有機農産物の公的流通基準の制定を急げ」——92年3月を目途として、現在、青果物等特別表示検討委員会において検討中である。結果に注目したい。

⑥「学校給食や老人給食への有機農産物の導入を促進せよ」（農協主導による農家食糧自給運動の推進。／地域農業の振興がどうのこうのと言っている、地元の自分の子供たち、地域の子供たちが、東京辺りの市場から

逆流してくる食品を食べているようでは、その地域の農業は先が真っ暗だ）（「安全な食べ物を地域で作り、地域で消費する」そんなあたりまえの仕組みを回復しようとする努力を私たちは忘れているか／荷見武敬・鈴木博・河野直哉『有機農業：農協の取り組み』家の光協会、1988年）。

⑦「協同組合間協同を推進せよ」——協同組合間協同というと、有機農産物を核にした農協と生協の提携が真先に思い浮かぶが、『農協大改革案』（梶浦福督・安達生恒、ダイヤモンド社、1991年）に農協同士が相互の有機農産物で提携するユニークな提案があった。要約すれば「愛媛の有機ミカンと越後の有機コシヒカリを産直で結び、両方で値段を付け合い、差額は現金で決済すれば、両者とも安全でかつ美味しいものが安く食べ、雪国と南国の農家同士の交流・連帯が進むだろう。それを単協間協同でやってはどうか。／農協、漁協、生協などの協同組合間協同の輪を日本全国タテヨコ斜めに広げていけば、面白いことになる」。いまや農家は生産者であると同時に消費者でもある。農家の食品購入額は馬鹿にならない。「産消」提携ばかりに目を奪われていたが、「産産」提携の発想は極めて興味深い。

⑧新聞報道によれば、先頃、国連の地球サミット（国連環境開発会議 UNCED）事務局は国益より「地球益」を優先させ、国際公共財利用料（入漁料、炭素税）に加えて原子力税を提案したという。思うに、同様の発想からいまや農業・化学肥料の使用に際して「環境負荷税」を徴収し、無農薬・無化学肥料（自給有機質肥料）には「環境保全奨励金（補助金）」などの支給を考えて然るべき時期に到っているというべきではあるまいか。

※表11の作成（改訂）に際し、田代温氏、小林裕幸氏、農水省有機農業対策室より資料を提供して戴いた。また、とくに御氏名は挙げな

いが、本稿は基準問題について、幾人もの有機農業研究者の方々と意見交換する中から生まれたものである。記してここに感謝の気持ちを表したい。

※論文という性格上、文中、敬称は省略した。

注(1) 本稿は先に地域農林経済学会誌『農林業問題研究』(第104号、1991年9月)に発表した同名の論文に加筆や訂正を施したものである。前稿では紙幅の制約から沢山の図や表ならびに幾つかの論点を割愛せざるを得なかったが、「再考」に際してはそれらを復活させ収録した。

また、本稿は実質的には3年前の拙稿「有機農産物の基準づくりに関する一考察」(『農総研季報』No.4)の全面改訂版である。基本概念や団体の説明など記述に旧稿との重複があるのは、旧稿を逐一参照するという所外読者にとっての煩雑さを軽減するためである。

(2) 松田毅『有機農法』(北海道農政研究会刊、1953年)。

(3) 荷見武敬によれば、日本有機農業研究会の名付け親は、同会発起人の一人であった一桑照雄である。「呼称自体はアメリカのJ.I.Rodaleの流れをくむOrganic Farmingという表現の直訳ともいえるが現行の化学農法があまりにも無機的であることへの反語的意味合いをも含めて、本来有機的であるべき農業に同義語反復的に『有機』という表現を重ねたとされている」という(『有機農業に賭ける』日本経済評論社、1991年、2頁)。

(4) 詳しくは、荷見武敬の前掲書参照。

(5) 一桑照雄の第14回日本有機農業研究会総会における情勢報告(有機農研機関紙『土と健康』150号、1985年2月、3頁)。

(6) 荷見武敬・鈴木利徳『新訂有機農業への道』(楽書房、1980年)。／保田茂『日本の有機農業』(ダイヤモンド社、1986年)参照。

(7) 保田茂『日本の有機農業』(ダイヤモンド社、1986年)、4頁。

(8) 中島紀一『農産物の安全性と生産直へ

の期待』(日本生活協同組合連合会、1991年)、27頁。

(9) 宮村光重・吉田忠編『食糧の経済』(ナカニシヤ出版、1981年)、第6章参照。

(10) 農文協文化部『管理される野菜』(農文協、1985年)、132頁。「荷受会社は①季節はずれの野菜を優遇することで単一作物の周年栽培を促進し野菜の高値を年中常態化する。②キロ単価の高い儲かる野菜(果菜類・洋菜類など)の生産を奨励し荷受け量を増やす。③そうした野菜に形や大きさなど見かけ上の規格を細かく導入。価格差を大きくし、A級品を増やして『高級化』を図る」。その結果は「儲かる野菜の連作や周年化がもたらす多肥・多農薬栽培や狂った土、細かい選別の報われぬ労働、大規模化と農業依存による農民の健康障害、安全性や栄養面における野菜の品質低下」(133頁)。

(11) 『日弁連第33回人権擁護大会シンポジウム第2分科会基調報告書』(1990年9月)114頁。／中島紀一、前掲書、19頁。

(12) 保田茂『有機農業と産消提携』(高山敏弘編著『都市と農村を結ぶ』富民協会、1991年)、196頁。

(13) 古沢広祐『共生社会の論理』(学陽書房、1988年)、131頁。

(14) 「提携の十原則」とは、①モノの売り買い関係ではなく、人と人との友好的つき合い関係、②産消合意の上での計画生産、③生産物の全量引き取り、④互助互恵精神に基づく価格取り決め、⑤交流の強化、⑥自主配送、⑦グループの民主的運営、⑧学習活動の重視、⑨グループの適正規模の堅持、⑩理想に向かっての逐次前進。

(15) 安達生恒『日本農業の選択』(有斐閣選書、1983年)、18頁。

(16) ここに来て有機農業運動は「ひとつの高い理念にまで結晶した。…単なる無農薬農法・無化学肥料農法でなく、『地場生産・地場消費』『地域自給』『複合輪作』『多品種少量生産』『小農』『有畜農業』(これらを総称して『有畜／小農／複合／自給』と呼んでいる)としての体系的な農業の在り方を理

- 想とするようになった。『企業的農業』とか『規模拡大』とか『産業として自立しうる農業』とかいう財界や農政やその御用学者らが必死に駆り立てようとする農業ではなく本来の『百姓』の姿を取り戻すこと、なりわい（業）としての『農』を回復することが目指されるようになった（鈴木博「岐路に立つ有機農業・論争」『農業大論争』別冊宝島145, 1991年, 248頁）。
- (17) 榎瀧俊子「流通ルートの多様化と提携運動の移り変わり」（『農業富民』1991年10月号）, 49頁。
- (18) 嘉田良平「環境保全型農業の意義と可能性」（『農業と経済』別冊, 1991年7月）, 11頁。—恐らくは、欧米女性名の「リサ」を意識して「小百合」としたものであろうが、既に「さゆり米」のブランド名で有機米（除草剤1回の低農薬米と農薬ゼロの無農薬米）を生産し、ユニークな産消提携ルート等を開拓して独自の有機農業運動を展開する、有機農業研究者にはよく知られた福島県熱塩加納村農協の存在があるが、「さゆり米」生産にかける同農協の人々の苦労を些かでも思いやる気持ちがあれば、当該生産物と紛らわしい語呂合わせなど到底できぬ筈である。ちなみに「さゆり米」という命名は同村に自生する「ひめさゆり」という可憐な花の名に由来している。
- (19) 産消提携運動に参加する生産者が必ずしも無農薬栽培を実践しているわけではないが、「有機農業を始めた動機」および「有機農産物の販売先」に関し、表3と表4に類似した傾向を示す無農薬・無化学肥料／無農薬・減化学肥料栽培グループをここでは一応、産消提携運動への参加者と見做した。言うまでもなく、断定するためには個票によってそれを確認する必要がある。
- (20) 農林中央金庫研究センター「有機農産物の流通について」（1975年5月）, 118頁
- (21) 国民生活センター「専門流通事業体による有機農産物取り扱いの実態」（1990年3月）, 150頁。
- (22) 『毎日新聞』（1987年3月5日付）。
- (23) 『毎日新聞』（1987年7月11日付）。
- (24) 『自然食通信』34号, （1987年9／10月号）, 15頁。
- (25) 『朝日新聞』（1988年2月23日付）。
- (26) 久保田裕子「アメリカの有機農産物全国基準の制定とその背景」（『土と健康』229号, 1991年9月）, 27頁。
- (27) 『健康産業流通新聞』（No.273, 1991年12月12日号）。
- (28) 久保田裕子, 前掲論文。
- (29) 渡辺雄二「微生物農薬は今」（『日本農業新聞』1989年8月29日～9月7日連載記事）／植村・河村・辻ほか『農薬毒性の事典』（三省堂, 1988年）, 142頁。
- (30) 『子孫のために』（No.79, 1991年10月）／『自然生態と健康』（No.9, 1991年1月）。
- (31) 「個性化農産物」とは「安全性, 味, 栄養価, 珍品の4要素のうちどれか一つでも特徴をもつ青果物のこと」で、必ずしも無農薬や低農薬を意味しない（『日本農業新聞』1991年7月1日付）。
- (32) 宇根豊「減農薬のイネづくり：農薬をかけて虫をふやしていないか」（農文協, 1987年）。
- (33) 『西日本新聞』（1990年12月9日付）。
- (34) 国民生活センター「有機農産物流通の多様化に関する研究：デパート・スーパーにおける取扱いの実態と問題点」（1989年3年）, 78頁。
- (35) 松村和則は「農民の暮らしの場」を重視する立場から有機農業運動に内在する問題点を次のように指摘している。「オールタナティブを求める運動ということが都市の消費者・研究者の中で声高にいわれる。しかし、都市の生活者が『安全なもの』を求めて彼等には選択の自由が保障されているのに対して、『安全なもの』を作り続けようとする農民にそのプライオリティは与えられていない…。／キャストイングポートを事実上握るのは常に都市の消費者…。農民は常に『食べて貰えなくなる』という脅迫観念を持っている」（『地域』の視座から見た有機農業運動『農総研季報』3号, 1989年,

31頁／23頁)。

- (36) 基準制度化の意義について、例えば保田茂は①消費者の選択基準の明確化②不当表示の排除③小規模有機農業生産者の保護④流通業者・加工業者による取扱いの容易化⑤技術目標の明確化と技術変革の契機⑥農政思想変革の契機を挙げ、基準制度化に向けて検討すべき4つの課題を紹介している(『有機農産物の表示基準制度化に関する考察』『神戸大学農業経済』第25号、1991年9月)。
- (37) 中島紀一、前掲書、41頁。
- (38) 農文協文化部『追跡コメ流通の内幕』(農文協、1987年)、100頁。
- (39) 藤井虎雄『有機農産物をどう供給するか』(家の光協会、1991年)、81頁。
- (40) 新政策本部では「我が国農業、農村が今後とも経済社会の基盤として一層の発展を図るため、国民の合意と支援を得つつ、我が国経済社会が遂げた大きな変貌に対応して、食料・農業・農村をめぐる制度・施策のあり方についての長期的展望に立った総合的な見直しを行う」ため1992年春を目途に以下の6つの基本課題について検討を開始した。——①多様な担い手(農業経営体)の育成、②土地利用型農作物等の新たな生産体制の確立、③新しい地域政策の展開、④環境保全に資する農業の確立、⑤食品産業政策・流通・消費者対策の新たな展開、⑥その他(関係団体、機関の組織のあり方、役割、機能)。
- (41) 例えばECの新共通農業政策では、過剰生産の防止、環境保全、農産物の安全性向上の3点を政策の柱に据え、これら3課題を同時に満たすものとして「環境保全型農法」を補助金付きで奨励している。具体的には「①EC全域で穀物・ワイン(葡萄)・牛肉(牧草)の主要3品目に対して化学肥料や農薬の使用量削減を奨励し、そのような対応によって粗収益が2割以上減少した場合にはECから減産補償金を支給する、②加盟国が前記以外の作物を対象として同様の措置を講ずる場合にもECから補償財

源を助成する」というものであった(中村耕三「有機農業重視に踏み切ったEC:過剰生産より環境保全・安全性向上を」『エコノミスト』1987年10月27日号、31頁)。

- (42) 足立恭一郎「産消提携に見る農の自立:山岸会の営みを事例にして」(『農業総合研究』第42巻第2号、1988年4月)、5～6頁。
- (43) 因みに一例を示せば、近年、事あるごとにLISA研究の重要性を説き、①「総合的食糧安保体制」構築の緊要性を説く嘉田良平が持続的農業(Sustainable Agriculture)という用語の存在を知ったのは1988年7月下旬であり、②農業基本法を改正し、新しい時代の要請に対応した「食料・農業基本法」制定の緊要性を説く荏開津典生がLISAなる言葉の存在を知ったのは1990年1月のことである。他の研究者については推して知るべし、と言うべきであろう(嘉田良平「土地収奪を見直す持続的農業の試み」『地上』1988年10月号、86頁。／荏開津典生「国際化の下での我が国農業の課題」『公庫月報』1990年4月号、7頁)。
- (44) 例えば、荏開津典生は「無農薬農法の生産物は、著しく高価になる」「真に環境問題を解決するのは、害のない農薬、あるいは農薬なしでも病虫害に耐えられる品種など、新しいBC技術の開発である」「もし我々が、ガスも電話もなく、医師にかかることもできない生活に戻ることを欲しないとすれば、この方向にしか未来はないのである」と有機農業を批判し、嘉田良平は「従来の有機農業運動がともすれば反科学・反体制という色彩をもっていたのに対し、80年代の持続的農業の試みは、農業の現実的な諸問題を解決するための重要な手段として提起されており、「考え方が後ろ向きではなく、前向き…。バイオなどの最新の農業技術の導入も積極的に認めている」ところ、すなわち「自然生態系が本来もっている力を農業生産のためにフルに活用し、加えて、近代的農業技術のメリットもあわせて実現しようとする」ところに持続的農業の特徴がある、とアメリカの持続的農業を手放して

称賛することによって暗に日本の有機農業を批判している。しかし、彼等の「語感イメージ」に基づく有機農業理解は誤っている。(荏開津典生『農政の論理をたどす』農林統計協会、1987年、32頁。／嘉田良平『環境保全と持続的農業』家の光協会、1990年、196～199頁)。

(45) 足立恭一郎『覚醒への軌跡：反公害から反リゾート法へ、そして』(食の情報センター、1991年)、52頁。

(46) 高嶋光雪は当時のマスコミの米食攻撃を「天声人語」に例を取り、次のように紹介している。「…胃拡張の腹一杯になるまで米ばかり食うので、脚気や高血圧などで短命の者が多い。津軽地方にはシビガッチャキと言って、めし粒を食ったコイや金魚のよう

にブヨブヨの皮膚病になる奇病さえある。日本では米を主食というが、今の欧米人は畜産物が主食で穀物が副食物だ。50年まえまではアメリカの農民も穀物の方を多く摂ったが、今では肉、牛乳、卵などの畜産物を主食にするのが世界的な傾向だ。その点で日本は100年も遅れている」「慶応大学医学部の林藤教授…。この大脳生理学の権威は『米を食べると頭が悪くなる』と公言してはばからなかった」(『アメリカ小麦戦略』家の光協会、1979年、153～155頁)。

(47) 足立恭一郎「曲がり角の共同購入運動」(『子孫のために』No.53/54、1988年2月/3月)。

(48) 鈴木博、注16の前掲論文、251～265頁。

(49) 保田茂、注12の前掲論文、206～209頁。

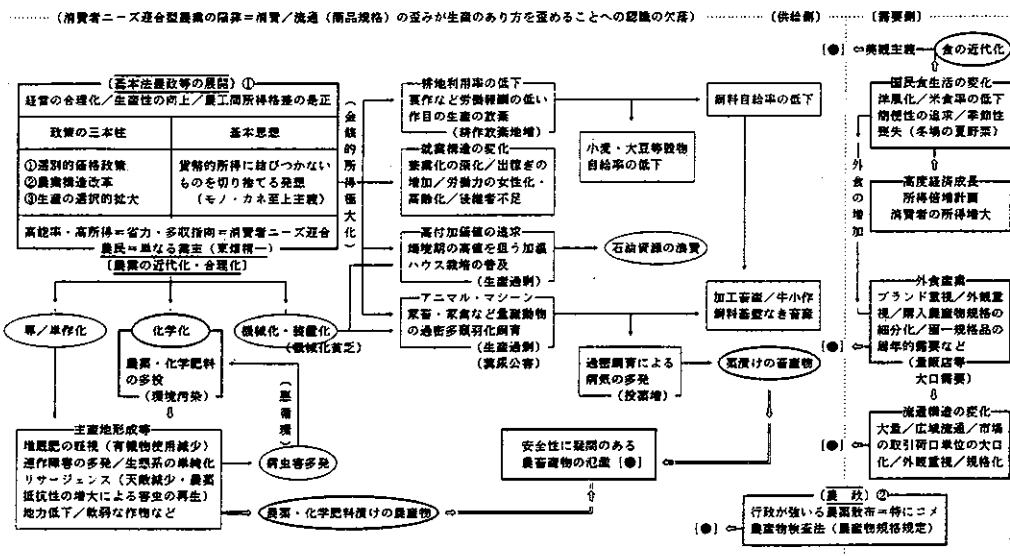


図1 有機農業の視点から見た基本法農政等の問題点

注: 本図は、河見武敏・鈴木利雄「有機農業への道」(農書刊行、1977年)所収の「農業汚染循環概念図」を参考にして、筆者の知見を加えて作成した。

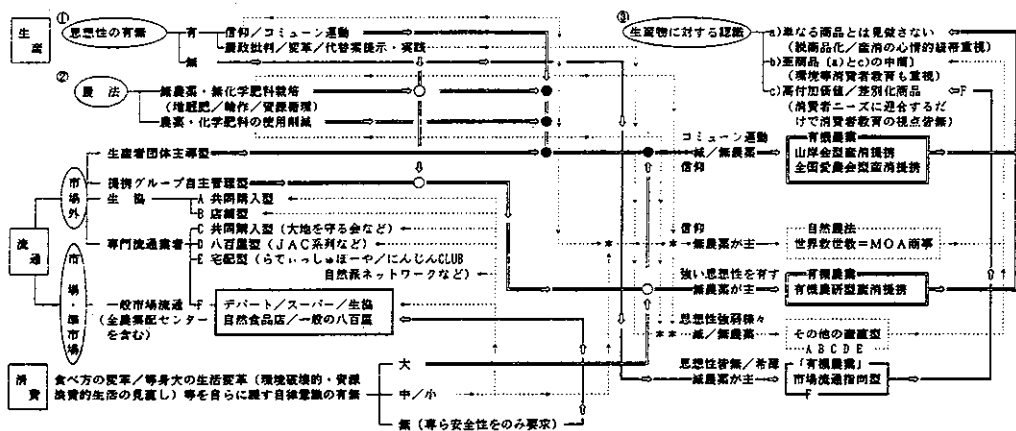


図2 有機農業と「有機農業」の概念区分: 横断的模式

注: ———で示したものが筆者の解釈による本来の有機農業であり、———で示したものが括弧付きの有機農業、すなわち市場に流通する有機農業とは名ばかりの「似て非なる有機農業」、そして………で示したものは有機農業と「有機農業」の間に分布する減・新農業/減・無化学肥料の農業である。また、●、○、●、●、●はそれぞれ複数の要素の結合を意味する。

表3 有機農業を始めた動機（有機農業開始年別，国民生活センター調べ）

（単位：人）

動 機 \ 開始年	1954年以前	1955～64年	1965～69年	1970～74年	1975～79年	合 計
高く売れる	—	—	2	6	4	12
農薬被害からの自衛	3	6	23	70	81	② 183
安全な食べ物の確保	5	5	22	67	88	① 187
本物をつくる	5	6	17	52	73	④ 153
消費者への供給	2	3	14	33	43	95
地力低下の防止	12	9	22	65	70	③ 178
自然破壊の防止	4	3	17	35	45	104
省力化の結果	—	1	2	3	4	10
自給努力の結果	4	—	4	4	5	17
生活観・人生観	9	6	18	49	64	⑤ 146
信仰・宗教上の信念	2	1	3	16	5	27
有効標本数（289）	（16）	（13）	（36）	（106）	（118）	

資料：国民生活センター「有機農業運動の現状——有機農業生産者実態調査報告書——」（1980年3月），1979年11月全国調査。

注：標本数289（この他に「開始年不明」が16例ある），複数回答。

表4 有機農産物の販売先（国民生活センター調べ：1979年）

	米	野 菜	果 樹	（参考）農水省調べ：1990年
農 協	48 人	26 人	21 人	570 事例
消費者グループ	72	87	55	268
生 協	5	27	15	164
引き売り・青空市場	3	17	2	—
自然食品店	14	16	10	50
専門の卸売業者や仲介者	5	19	13	36
市場を通じて	—	24	14	65
デパート・スーパー	2	4	3	34
有効標本数	127	155	92	1,078

資料：表3に同じ，複数回答，その他・無回答を除く。

注：農水省調べについて，詳しくは表5参照。この他に宅配業者（13），生産者の直営店（43），ふるさと産直（31）がある，複数回答，その他・無回答を除く。

表5 農薬・化学肥料の使用状況と生産者の意識および
経営等の現状（農林水産省調べ：1990年）

農薬・化学肥料等の 生産者の 意識及び経営等の現状		無農薬 無化学肥料 320 例	無農薬 減化学肥料 60 例	減農薬 無化学肥料 164 例	減農薬 減化学肥料 494 例
①有機農業を 開始した時 期	1964年 以 前 65 ～ 69年 70 ～ 74年 75 ～ 79年 80 ～ 84年 85 ～ 88年 ※無回答を 除く	18 7 28 59 59 85 82	4 — 7 5 13 21 10	6 4 5 15 18 58 48	14 8 25 38 87 166 167
②有機農業を 始めた動機	高価格で販売できる 耕作者の健康上 安全な農産物の確保 おいしい農産物の生産 消費者の要望 地力低下の防止 連作障害の回避 自然破壊の防止 経費の削減 ※複数回答	49 109 196 171 127 75 28 112 24 42	11 25 26 30 31 25 12 17 3 2	48 44 82 87 58 54 28 38 15 9	146 103 271 293 176 168 94 78 54 16
③経営は…	成り立っている（*） 苦しいが成り立っている ※他の選択 肢は有时无 成り立たない	85 135 25 11	17 23 6 3	48 58 9 7	138 200 33 26
④経営が成り 立つまでに 要した期間	1 ～ 2年 3 ～ 4年 5 ～ 10年 ※③の*印 の内訳 (総回答数)	11 45 27 2 (85)	7 6 3 1 (17)	18 20 9 1 (48)	60 48 24 6 (138)
⑤単収は…	50%以上 高い 30～40% 高い 10～20% 高い 周辺通常栽培と同程度 10～20% 低い 30～40% 低い 50%以上 低い ※複数回答	7 11 32 121 98 86 7 (358)	1 3 7 25 19 7 (67)	— 1 6 33 31 8 — (81)	9 13 73 150 117 23 1 (399)
⑥価格は…	50%以上 高い 30～40% 高い 10～20% 高い 周辺通常栽培と同程度 10～20% 低い 30～40% 低い 50%以上 低い ※複数回答	29 63 129 95 18 — 1 (358)	9 8 27 16 4 — — (67)	3 8 48 17 1 — — (81)	19 36 194 114 12 2 — (399)
⑦有機農産物 の販売先	農 協 消費者グループ 生 協 生産者の直営店 自然食品店・専門店 専門の卸売業者や仲介者 卸売市場（直接） デパート スーパーマーケット 宅 配 業 者 ふるさと産直 ※複数回答	123 147 44 25 33 12 16 6 6 7 14 (358)	20 30 8 2 8 2 5 1 1 1 2 (67)	48 12 12 1 1 6 9 2 3 — 4 (81)	278 62 82 13 7 14 26 1 10 5 11 (399)

資料：農産物振興奨励会「平成2年度有機農業生産者調査委託事業報告書」（1991年3月、全国調査）
（農林水産省が農産物振興奨励会に委託し、食品規格研究センターが調査。調査対象は1989年4月～90年3月の収穫に関わる栽培地）。

- 注1）有効回答数1,078例。うち集団473例（農家数22,387戸）、個人555例、法人50例。
2）4区分した農薬・化学肥料等の使用状況の合計は1,038例。調査ではこの他に内容不明の「その他」が40例ある。
3）各質問項目ともその他・無回答は省略。

表6 農業・化学肥料使用状況別の有機農業事例数（農林水産省調べ）

（単位：事例）

	無農薬 無化学肥料	無農薬 減化学肥料	減農薬 無化学肥料	減農薬 減化学肥料	無と減農薬 無と減化学肥料	その他 無回答	計	備 考	（事 例 内 訳）
1988年度調査	323	25	68	188	205	213	1,022	集団524例（21,500戸）、個人434例、法人26例、無回答38例	
1990年度調査	320	60	164	494	—	40	1,078	集団473例（22,887戸）、個人555例、法人50例、	

資料：日本植物防疫協会『有機農業技術開発調査報告書——中国とりまとめ——』（1988年3月）／農産物供給状況調査「有機農業生産流通調査委託事業報告書」（1989年3月）。ともに農林水産省の委託調査。
注1）1988年度調査の調査対象は1987年4月～88年3月の間に収穫した野菜。全国4,095農協のうち2,553農協より回答。うち管内に有機栽培農協等が「ある」と答えた農協（777）から1,022例の有効回答があった。
2）1990年度調査の調査対象は1989年4月～90年3月の間に収穫した野菜。全国3,440農協のうち3,096農協より回答。うち管内に有機栽培農協等が「ある」と答えた農協（1,122）から1,078例の有効回答があった。

表7 有機農業／「有機農業」への取り組み概況（全国農協中央会調べ）

（単位：農協）

	管内の有機農業／「有機農業」生産者の有無				農協としての有機農業／「有機農業」への関心 (カギ括弧内は②と③の合計に対する割合)		備 考
	い		ない		農協として取り組んでいないが、生産者もいない	農協として取り組んでいないが、生産者もいないが、生産者	

資料：全国農協中央会「『有機』『無農薬』等農産物供給状況調査——中間とりまとめ——」（1988年1月：累計は87年12月15日現在の回収分）／同「農協の活動に関する全国一斉調査結果報告」（1991年6月：調査基準日は90年4月2日）。

表8 生協の産直活動 (日本生協連調べ)

(単位: %)

① 産直への取り組み状況	② 産直を行う目的				③ 育果等産直の留意点				④ 育果等産直の内容				⑤ 産直の名称			
	取り組み している	取り組み していない	取り組み している	取り組み していない	商品の安全 性の確保	新鮮な産 品の確保	生協等と 産直の交流	産直の 効果	出所の確 かさ	育果等 等の適当 な選定	産直の 効果	産直の 効果	産直の 効果	産直の 効果	産直の 効果	産直の 効果
合計	65.0	2.2	32.8	32.0	76.4	58.4	43.8	35.0	34.8	70.3	60.7	49.4	25.8	51.7	42.7	22.5
地域生協	85.2	2.3	12.5	82.7	77.5	57.3	41.3	38.7	37.3	73.3	60.0	49.3	29.3	53.3	50.7	18.7
専任生協	23.6	2.0	63.4	78.6	71.4	64.3	57.1	21.4	21.4	57.1	64.3	50.0	7.1	42.9	—	42.9

資料: 日本生協連・本協連調査報告書「第2回全国産直調査報告書Ⅰ(生協の産直・活動の取り組み等)」(1988年2月)、調査期間は1987年6月、全国の424生協にアンケート配付、137生協より回答。

内訳は「地域生協」88、「専任・学校生協」49。

注: ②から⑤の母数は「地域生協」75、「専任・学校生協」14、「合計」89である。複数回答。

表9 デパート/スーパーにおける有機農産物の取り扱い状況 (国民生活センター調べ)

	合 計 (店舗・社 の母数)	①現在取り扱い中/または、この1年間に取り扱い中になったことがある 店舗・社(取り扱いを開始した時期: ①に対する割合: %)						②取り扱 いたこと があるが、 今はやめ ている	③取り扱 いたこと があるが、 今はやめ ている	④取り扱 いたこと があるが、 今はやめ ている	⑤取り扱 いたこと があるが、 今はやめ ている	合 計 (店舗・社 の母数)	無農薬 + 化学肥料 使用率	無農薬 + 化学肥料 使用率	無農薬 + 化学肥料 使用率	無農薬 + 化学肥料 使用率	無農薬 + 化学肥料 使用率
		①現在取り扱い中/または、この1年間に取り扱い中になったことのある 店舗・社(取り扱いを開始した時期: ①に対する割合: %)															
		小 計	1974年以前	75～80年	81～83年	84～86年	87年以降										
計	191	70.2	(0.6)	(11.0)	(25.3)	(24.4)	(24.0)	10.5	7.9	4.7	6.8	134	11.9	—	34.3	26.9	—
デパート	88	73.9	(—)	(9.3)	(26.2)	(36.9)	(23.1)	12.5	4.5	3.4	5.7	65	20.0	1.5	30.8	13.8	—
スーパー	103	67.0	(1.4)	(11.6)	(24.6)	(31.9)	(24.6)	8.7	10.7	5.8	7.8	69	4.3	—	37.7	39.1	—
※ 1988年	148	69.6	(0.9)	(12.8)	(26.5)	(31.6)	(23.9)	9.5	8.1	5.4	7.4	—	—	—	—	—	—
※ 1984年	54	59.3	(4.7)	(23.2)	(67.4)	※	※	18.5	1.8	1.1	9.3	—	—	—	—	—	—
※ 1975年	30	10.0	※	※	※	※	※	16.7	—	43.3	30.0	—	—	—	—	—	—

該当する数値なし

資料: 国民生活センター「有機農産物の多様化に関する調査——デパート・スーパーにおける取り扱いの現状と問題点——」(1989年3月)、調査期間は1988年11月～12月、回答数は191(デパート88店舗、スーパー103店舗)。

注: ※の1984年および1975年の数字は、農林中央研究所センター調査との比較のため、同一企業の商品が複数店舗から送付された店舗を1つに限定し、企業単位で調査したものを(22店)、※印は該当する店舗なしを意味する。/農産・化学肥料の使用については、「仕入れ先に任せておられるかどうか」「その他」の回答から推定し、推定を省略した。

表11 有機農業（農産物）等の定義／基準に関する国際比較

[illegible]

表12-a 「いわゆる有機野菜」のイメージ（農林水産省調べ）

（単位：％）

農 業 有機質肥料	全く使用しない	できる限り 使用しない	こだわらない（普通 栽培と変わらない）	計
100％使用	18.9	18.0	2.9	39.8
主として使用	13.8	30.1	3.3	47.2
こだわらない（普通 栽培と変わらない）	4.4	5.1	3.5 （その他を含む）	13.0
計	37.1	53.2	9.7	100.0

資料：農林水産省食品流通局「昭和62年度食料消費モニター（野菜の消費について）」（1988年9月）より作成。回答数973（全国）。

表12-b 「有機栽培」のイメージ（東京都調べ）

（単位：％）

農 業 化学肥料	全く使用しない	使用量が少ない	使っている（普通裁 培と変わらない）	計
全く使用しない	38.4	—	14.8	53.2
使用量が少ない	—	28.5	—	28.5
使っている（普通裁 培と変わらない）	13.8	—	3.8	17.6
計	52.2	28.5	18.6	99.3

資料：東京都生活文化局「昭和62年度第5回東京都消費生活モニター・アンケート調査結果（食品の部）」（1988年3月）より作成。回答数959（東京都内）。無記入0.7％あり。

表12-c 農薬使用に対する消費者の考え（食品需給研究センター調べ）

（単位：％）

	農薬は使うべきでは ない	低毒性なら適度に使 用してよい	病害虫発生時は、必 要最小限度使用可	その他	無回答
計	48.3	3.1	43.7	3.1	1.8
①瀬神戸生協（西宮 支部野菜グループ）	49.2	3.3	43.7	2.2	1.6
②大地を守る会	47.2	2.8	43.7	4.2	2.1

資料：食品需給研究センター「人間の健康と食べ物の関係に関する調査研究——有機農産物の生産者ならびに消費者の意識を中心に——」（1988年3月）。回答数①183世帯、②142世帯、計325世帯。

表12-d 消費者の考える有機農産物の栽培方法（食品需給研究センター調べ）

（単位：％）

	無農薬・ 無化学肥料	無農薬・ 少化学肥料	少農薬・ 無化学肥料	少農薬・ 少化学肥料	その他・分らない 無回答など
有効回答数 935 名	50.2	8.9	19.0	6.8	15.1
都市化地域 570 名	47.4	8.2	21.9	7.2	15.3
加入者 235	42.1	6.4	30.6	10.5	10.4
非加入者 335	50.7	9.6	15.8	4.8	19.1
その他地域 365 名	54.5	10.1	14.4	6.3	14.7
加入者 105	50.5	10.5	25.7	4.8	8.5
非加入者 260	55.8	10.0	10.0	6.9	17.3

資料：食品需給研究センター「千葉県における有機農産物等流通実態調査報告書」（1991年3月）。

注：「都市化地域」とは柏市、狹間子市、松戸市、市川市、船橋市、千葉市、市原市、君津市など千葉県西部の諸自治体。「その他地域」とは成田市、佐倉市、東金市、四街道市、茂原市など千葉県東部の諸自治体。「加入者」とは当該地域の生産者や消費者グループ等に加入している者。

表13-a 消費者の有機野菜の購入先 (単位: %)

	東京都調べ	農水省調べ (複数回答)
生協	34.5	53.8
スーパー	33.4	42.6
自然食品店	9.3	22.2
小売店 (八百屋)	9.4	21.2
デパート	6.6	17.0
生産者 (直接購入)	5.8	15.3
引き売り	—	13.0
農協	0.9	8.9
その他	—	4.4
回答者数 (実数)	742	798

資料: 東京都生活文化局「1987年度東京都消費生活モニターアンケート調査結果」(1988年3月)、農林水産省食品流通局「1987年度食料品モニター調査結果 (野菜の消費について)」(1988年9月)。

注: 表中の—印は、当該選択肢がないことを表す。

表13-b 有機栽培野菜の価格と購入意向 (農水省調べ)

① 購入意向	価格が同じなら買う 価格が高くて買う 買わない 無回答	60.0 % 36.8 2.6 0.6
回答者数	1018	人
② 有機野菜の価格	1~2割 安かった 一般野菜と変わらない 1~2割 高かった 3~4割 高かった 5割以上 高かった その他	4.5 % 26.5 57.5 8.7 0.8 2.0
回答者数	798	人

資料: ① 1980年度食料品消費モニター調査結果
② 1987年度食料品消費モニター調査結果

表14-a 農薬の使用についての取り決め ①野菜 (国民生活センター調べ)

(単位: %)

	農薬は一切使用しない	天然資材や戦前に使用していた程度の農薬は可	除草剤、土壌消毒剤以外の農薬は使用しない	低毒性農薬なら適度に使用してもよい	早期予防のための少量使用は認める	病虫害発生時の必要最小限の使用は認める	使用する場合はその都度話し合っている	生産者に任せている	
直接提携集団 205	48.8	2.0	1.5	3.9	9.3	12.2	8.8	11.2	
任意団体 192	48.4	2.1	1.6	3.1	9.9	10.4	8.3	11.5	
生協法人 8	—	—	—	12.5	—	62.5	25.0	—	
会社法人 5	60.0	—	—	20.0	—	—	—	20.0	
間接提携集団 8	25.0	12.5	—	—	—	12.5	—	12.5	
参考: 80年調査	39.2	2.0	—	2.0	4.9	18.7	8.8	17.6	
市場との価格差	5割以上 高い 3~4割 高い 1~2割 高い 変わらない 1~2割 安い 3割以上 安い 比較できない	— 6 16 15 17 3 31	— — 1 1 2 — 1	— — 1 1 1 2 —	— — 1 1 1 2 3	— — 5 3 8 — 3	— 1 7 3 9 — 3	— — 3 4 4 — 6	1 2 1 3 5 1 6

資料: 国民生活センター「消費者集団による提携運動」(1991年3月)、全国調査。

注 1) 野菜を取り扱っている集団が対象。その他・無回答は掲載を省略。なお、市場との価格差の数字は回答者数。

2) 直接提携集団とは有機農業生産者と直接提携して共同購入活動をしている団体。間接提携団体とは他の消費者団体や専門流通業者等を経由して有機農産物を共同購入している集団。

3) 生協は対象外。ここにいる生協法人とは「任意の消費者団体が生協法人化した集団」、会社法人とは「任意団体の配通や販売、仕入れ部門が独立して会社法人の形態を採っている集団」「会社法人の形態を採っているがその運営は任意の消費者団体に近い集団」をいう。

4) 80年調査 (国民生活センター) の有効回答数は102。

表14-b 農薬の使用についての取り決め ②米 (国民生活センター調べ)

(単位: %)

	農薬は一切使用しない	天然資材や戦前に使用していた程度の農薬は可	除草剤、土壌消毒剤以外の農薬は使用しない	低毒性農薬なら適度に使用してもよい	早期予防のための少量使用は認める	病虫害発生時の必要最小限の使用は認める	使用する場合はその都度話し合っている	生産者に任せている
直接提携集団 191	38.5	1.2	8.1	0.6	9.3	9.9	6.2	15.6
任意団体 149	39.6	1.3	8.7	0.7	8.7	10.1	5.4	15.4
生協法人 7	14.9	—	—	—	28.6	14.3	28.6	14.3
会社法人 5	40.0	—	—	—	—	—	—	20.0
間接提携集団 6	50.0	16.7	—	—	16.7	16.7	—	—
市場との価格差	5割以上 高い 3~4割 高い 1~2割 高い 変わらない 1~2割 安い 3割以上 安い 比較できない	1 9 12 12 7 — 19	— — 1 — — — 1	1 — 4 4 3 — 1	— — — — 1 — —	— 1 3 6 3 — 2	1 1 3 2 2 — 4	— 1 4 3 — — 2

資料: 表14-aに同じ。

注: 米を取り扱っている集団が対象。その他・無回答は掲載を省略。

表14-c 農薬の使用についての取り決め ③果物（国民生活センター調べ）

（単位：%）

	農薬は一切使用しない	天然資材や戦前に使用していた程度の農薬は可	除草剤、土壌消滅剤以外の農薬は使用しない	低毒性農薬なら適度に使用してもよい	早期予防のための少量使用は認める	病虫害発生時の必要最小限の使用は認める	使用する場合はその都度話し合っている	生産者に任せている
直接提携集団	200	10.5	18.0	0.5	7.6	14.5	17.5	6.0
任意団体	187	11.2	17.6	0.6	7.5	15.0	17.6	5.3
生協法人	8	—	25.0	—	—	12.5	25.0	12.5
会社法人	5	—	20.0	—	20.0	—	20.0	40.0
間接提携集団	6	16.7	16.7	—	—	—	33.3	—
参考：80年調査		17.0	14.9	—	3.2	12.8	17.0	6.4
								19.1

資料：表14-aに同じ。

注：果物を取り扱っている集団が対象。その他・無回答は掲載を省略。80年調査（国民生活センター）の有効回答数は94。

表15 水稲うるち玄米の品位規格

項目 等級	最 低 限 度			最 高 限 度							
	容積重 (1ℓ当 たり)	整 粒	形 質	水 分	被 害 粒・死 米・着 色 粒・異 種 穀 粒 及 び 異 物						
					計	死 米	着色粒	異 種 穀 粒			異 物
1 等	810g	70%	1等標準品	15.0%	15%	7%	0.1%	0.3%	0.1%	0.3%	0.2%
2 等	790	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
3 等	770	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6
等 外	770	—	—	15.0	100	100	5.0	5.0	5.0	5.0	1.0
規格外	1等から等外までのそれぞれの品位に適合しない水稲うるち玄米であって、異種穀粒及び異物を5.0%以上混入していないもの										

資料：食糧庁検査課監修「農産物検査関係法規」（1989年8月、糧友社）。「農産物検査法」に基づく「農産物規格規定」。

注：「等外」の数値は最高限度を表す。「着色粒」とは、粒面の全部または一部が青色した粒および赤米をいう。但し、揚精によって除かれ、または精米の品質および精米歩合に著しい影響を及ぼさない程度のもをを除く（同書73頁）。

表16 もしも農薬がなかったら（農林水産省調べ）

作物名	①農薬の施用量のみを削減した場合の 病害虫による減収率			②農薬と肥料の施用量をともに削減した 場合の病害虫による減収率		
	——《農薬の施用量》——			——《農薬の施用量》——		
	0	1/3	1/2	0	1/3	1/2
水 稻	35%	15%	10%	22%	9%	6%
小 麦	20	8	6	11	5	3
甘 薯	23	10	7	20	8	6
馬鈴薯	35	15	10	23	10	7
大 豆	28	12	8	22	9	6
テンサイ	40	17	12	28	12	8
サトウキビ	30	13	9	28	12	8
ミカン	34	14	10	29	12	8
リンゴ	90	38	26	75	32	22
キュウリ（施設）	94	40	28	57	24	17
〃（露地）	85	36	25	57	24	17
キャベツ	41	17	12	35	15	10
大 根	35	15	10	26	11	8

資料：森田利夫「もしも農薬がなければ——不測の事態における単収水準についてのアンケート調査結果——」（『植物防疫』、第36巻、第1号、1982年）。全国生産者の農業試験場などの専門家を対象に1981年7月に実施。作物別の回答者数は1～6名（平均3名）。

注：①は「肥料の施用量は現行のまま」で、「農薬の施用量のみ」を「ゼロ」にした場合の「病害虫の被害による作物収穫量の減少率」に関する回答者の推定値。但し、1/3、1/2の場合の値は、「ゼロ」の場合の推定値に基づく農水省植物防疫課の推計値。

②は「肥料の施用量と病害虫の発生に深い関係があることはよく知られた事実」であることから、①の推定値に基づいて、「農薬と肥料の施用量をともに同じ割合だけ（ゼロ、1/3、1/2）削減した場合の「農薬による影響分（つまり病害虫の被害による単収に対する減収率）」を植物防疫課が推計したもの。

足立注：※肥料の施用量が減少すれば、通常、全体としての単収水準も減少する。したがって全体の単収水準自体は「①の場合」の方が「②の場合」よりも高いため、この表から直ちに例えば水稲について、「単に無農薬にすると病害虫被害による減収率は35%、無農薬・無肥料では22%。したがって無農薬・無肥料の方が収獲量が多い」とは言えない。それを言うためには無肥料の影響分（無肥料による単収水準自体の減少率）を別途算出し、上乗せする必要がある。